

令和3年9月

# 篠栗町議会第3回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月8日(水)～17日(金) 10日間)

| 会期   | 月 | 日  | 曜 |                    | 開議時刻  | 摘 要   |
|------|---|----|---|--------------------|-------|---|
| 第1日  | 9 | 8  | 水 | 本 会 議              | 午前10時 | 開 会   |
|      |   |    |   |                    |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul> |
| 第2日  | 9 | 9  | 木 | 考 案 日              |       |   |
| 第3日  | 9 | 10 | 金 | 本 会 議              | 午前10時 | ・一般質問   |
| 第4日  | 9 | 11 | 土 | 休 会                |       | 閉 庁   |
| 第5日  | 9 | 12 | 日 | 休 会                |       | 閉 庁   |
| 第6日  | 9 | 13 | 月 | 条 例 委 員 会          | 午前10時 | ・付託案件審査   |
| 第7日  | 9 | 14 | 火 | 決算特別委員会            | 午前10時 | ・付託案件審査   |
| 第8日  | 9 | 15 | 水 | 決算特別委員会<br>予算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査   |
| 第9日  | 9 | 16 | 木 | 予 備 日              |       |   |
| 第10日 | 9 | 17 | 金 | 本 会 議              | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>   |
|      |   |    |   |                    |       | 閉 会   |

# 令和3年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和3年9月8日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 9番 , 11番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第49号 篠栗町教育委員会教育長の任命について

# 議案付託表

| 議案<br>番号 | 件<br>名  | 付託委員会         |
|----------|---|---------------|
| 48       | 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)<br>[令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について] | 予算<br>特別委員会   |
| 50       | 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ<br>いて                      | 総務建設<br>常任委員会 |
| 51       | 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について                            | 総務建設<br>常任委員会 |
| 52       | 財産の処分について   | 総務建設<br>常任委員会 |
| 53       | 令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について                               | 決算<br>特別委員会   |
| 54       | 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に<br>ついて                     | 決算<br>特別委員会   |
| 55       | 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定<br>について                    | 決算<br>特別委員会   |
| 56       | 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳<br>出決算の認定について              | 決算<br>特別委員会   |
| 57       | 令和2年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に<br>ついて                     | 決算<br>特別委員会   |
| 58       | 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及<br>び決算の認定について              | 決算<br>特別委員会   |
| 59       | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について                               | 予算<br>特別委員会   |
| 60       | 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に<br>ついて                    | 予算<br>特別委員会   |
| 61       | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について                               | 予算<br>特別委員会   |

# 議案付託表

| 議案<br>番号 | 件 名                       | 付託委員会       |
|----------|---------------------------|-------------|
| 61       | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について | 予算<br>特別委員会 |

# 令和3年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年9月10日(金) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

| 質問順位 | 議席番号 | 質問者   |    |
|------|------|-------|----|
| 1.   | 2番   | 藤木 高裕 | 議員 |
| 2.   | 3番   | 横山 和輝 | 議員 |
| 3.   | 4番   | 品川 静  | 議員 |
| 4.   | 6番   | 田辺 弘之 | 議員 |
| 5.   | 11番  | 松田 國守 | 議員 |
| 6.   | 12番  | 荒牧 泰範 | 議員 |

# 令和3年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年9月17日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
[令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について]
- 第2, 議案第50号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第3, 議案第51号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第52号 財産の処分について
- 第5, 議案第53号 令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第6, 議案第54号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7, 議案第55号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8, 議案第56号 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9, 議案第57号 令和2年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第10, 議案第58号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11, 議案第59号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第12, 議案第60号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第13, 議案第61号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第14, 選挙案第1号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
- 第15, 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

第16, 常任委員会の閉会中の継続調査の件



令和3年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月8日(開会)

令和3年 第3回 定例会 会議録

日時 令和3年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

その前にマスクを取ります。

ただいまから、令和3年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信してございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、今長谷武和議員、11番、松田國守議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月17日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から9月17日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第48号から議案第60号までの計13議案と、本日追加議案として、議案第61号が提出されております。

それでは、議案第48号から議案第61号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

9月に入っても連日暑さが続いておりますが、朝夕には虫の声も聞こえ、しのぎやすくなってまいりました。季節はもう秋でございます。

提案理由の説明の前に、諸情勢のご報告をいたします。

今年も各地で豪雨災害が発生いたしました。改めて、豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

篠栗町におきましても、8月11日から72時間雨量が467ミリと例年の1か月以上の雨量を超える状況となりました。8月12日午前9時51分、気象庁による大雨（土砂災害）警報・洪水警報発令以降、18日のすべての警報解除まで緊張した期間が続きました。警報発令と同時に、災害準備本部を設置、その後体制を強化して51名体制で警戒本部に移行して対応に当たりました。同日夕刻には、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令し、災害対策本部を設置し、101名体制で災害の発生に備えました。大雨が長期化する可能性が高くなったため、その後は3交代による24時間体制で警戒に当たりました。

8月14日深夜に再度雨が強くなり、午前1時19分、気象庁から土砂災害警戒情報が発令されたことから、1時40分に山間地域に警戒レベル4（避難指示）を発令し、避難を呼びかけました。深夜のサイレンと町内一斉放送で、町民の皆様も驚かれたと思いますが、ホームページや町の公式LINE、KBCのdボタン、フェイスブック等、町民の皆様にリアルタイムの情報をできるだけ発信いたしました。

この間、避難場所としておりますクリエイト篠栗には、最大で11世帯20人が避難されましたが、大事には至らず、すべての警報解除のあと無事にご自宅にお戻りいただきました。

篠栗町の被害状況は、人的被害や家屋への被害は免れましたが、山間地域を中心に林道や作業道の洗掘、農地法面崩壊等、15か所での被害が発生し、合計5,600万円超の被害額となりました。本定例会においてご報告いたしますが、専決処分にて補正予算対応し、早速復旧に当たっているところでございます。

9月に入って大型台風の接近が心配されますが、警戒態勢を怠ることなく対応いたします。

今回の大雨で被害の大きかった佐賀県大町町のボランティアセンターへ、篠栗町のトイレトレーラーが出動し、現在も同地で活躍しております。町内外の多くの方のファンディングにより導入したトイレトレーラーが各地の災害の際に協力できるということを大変誇りに思っております。どうもありがとうございます。

次に、新型コロナ関連について申し上げます。ご承知のように福岡県では、8月20日（金曜日）から9月12日（日曜日）まで、4回目の緊急事態措置が実施さ

れ、県民あげて対応に当たっているところでございます。こうしたなか糟屋郡での感染者数は、9月6日現在で3,391人となっており、依然として連日数十名の感染者が出ている状況でございます。

新規感染者の発生については、これまで粕屋保健福祉事務所から、翌日に篠栗町に報告がくる体制となっておりますが、4回目の緊急事態措置以降、福岡都市圏を中心に連日感染拡大が続いており、粕屋保健福祉事務所がその対応に追われているなかで、町への報告は滞りがちとなっております。

2週間ぶりに報告を受けた9月6日現在で、累計は432人ということですが、福岡市での感染者発表のうち、糟屋郡在住の方も含まれているという報告も受けており、実際は432人より多少多いのではと判断しております。これまでも「糟屋郡での感染者の7分の1程度とお考えください」と申し上げておりましたが、これは町が感染者数を隠しているのではなく、町も糟屋郡の各町同様、粕屋保健福祉事務所の報告を頼りにしており、正確な人数を把握することが難しい状況であることをお察しくください。

今後も篠栗町といたしましては、緊急事態措置に沿った対応を継続するとともに、ワクチン接種を積極的に推進することに尽きると考えております。引き続き、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

小中学校の生徒児童への感染が懸念されるなか、2学期が始まりました。本日の全員協議会で教育長から「文部科学省のガイドラインに沿った篠栗町の対応について」ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

例年9月以降開催しておりました、高齢者の集い、敬老会、小学校・幼稚園や各区での運動会、金婚式、文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が楽しみにしていただいている交流の場としての行事を、昨年引き続き中止したり、規模の縮小や開催方式を変更したりせざるを得ない状況でございますが、皆様ともうしばらく辛抱いたしましょう。

菅総理大臣が9月3日に実質上の辞任表明をされました。菅総理大臣には、新型コロナ感染拡大防止対策に全力を傾注され、また、こうした状況下にもかかわらず、何とか東京オリンピック・パラリンピック2020を一年遅れて開催の実現にこぎ着けていただきました。東京オリンピック・パラリンピックは、多くの国民のみならず、全世界に感動を与えました。新型コロナが世界的に猛威を振っているこの時期、日本だからこそ開催できたと海外から大いに評価されています。私も国民の一人として深く感謝申し上げます。

10月以降、総選挙となり、11月末までには新たな内閣が固まります。次期総理大臣がどの方になるにせよ、これまで国が進めてきた「地方創生＝まち・ひと・しごと創生総合戦略」が継続され、地方のための政治がさらに推し進められることを期待しております。

さて、日本は、2020年10月26日開会の第203回臨時国会における菅総理大臣の所信表明において、「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

現在、環境省を中心に関係省庁一体となって、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた様々な取り組みがスタートしております。

そうしたなか、令和3年6月9日には、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」を掲げ、国・地方脱炭素実現会議がスタートいたしました。

2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくるべく、人材・技術・情報・資金を積極支援して、脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現を全国で目指しています。

篠栗町もそうした我が国の取り組みに賛同し、脱炭素先行地域に手を挙げて、積極的に推進していこうとするものでございますが、そのスタートとして、本日、2050年に温室効果ガス実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティの表明」をいたします。詳細は、本日の本会議後の全員協議会にてご報告いたします。

最後に、8月31日に監査報告会を受けました。令和2年度におきましては、議会の皆様の厳正なチェックをいただきつつ、粛々と事業推進・予算執行を行ってまいりましたが、監査委員からは、「おおむね順調に事務遂行がなされている」との評価を受けました。そのなかで、今後に向けた課題もご提示いただいておりますので、その解決に向けて、今後も議会の皆様にお諮りし、積極的に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、議会の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

少し長くなりましたが、以上で諸情勢報告を終わります。

それでは、本定例会に提案しております議案第48号から議案第61号までの14議案について説明をいたします。

議案第48号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」であります。

本議案は、令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、専決処分をしたので議会の承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、令和3年8月11日からの大雨で発生した災害の早期復旧を行うため、復旧工事に係る測量・設計委託料及び工事費用を予算計上するもので、当該予算の総額に歳入歳出それぞれ5,640万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億4,141万1,000円とするものであります。

議案第49号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長、太郎良順一氏が令和3年11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号は、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

制定の内容は、実施区域で変更となる町名等について改正を行うものであります。

議案第51号は、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成に図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことにより、情報提供等記録の訂正の実施に関する通知先を変更するものであります。

議案第52号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番14。面積は、5,459.64平方メートル。売却額は、2億6,097万792円。売却方法は、随意契約とし、売却の相手方

は、松原食品株式会社 代表取締役 奈良原 一であります。

議案第 5 3 号から議案第 5 6 号までの 4 議案は、令和 2 年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第 5 3 号は、「令和 2 年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第 5 4 号は、「令和 2 年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第 5 5 号は、「令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第 5 6 号は、「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上 4 議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第 5 7 号は、「令和 2 年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金 6, 3 1 0 万 1, 7 2 7 円を建設改良積立金へ積立し、繰越利益剰余金を 0 円とするもの、及び令和 2 年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第 5 8 号は、「令和 2 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 1 8 6 万 4, 7 4 6 円のうち、1, 4 6 7 万 1, 5 3 9 円を減債積立金へ積立し、2, 7 1 9 万 3, 2 0 7 円を自己資本金へ組入し、繰越利益剰余金を 0 円とするもの、及び令和 2 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第 5 9 号及び議案第 6 0 号の 2 議案は、「令和 3 年度補正予算」であります。

議案第 5 9 号は、「令和 3 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」であります。

当該補正予算は、令和 3 年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億



9,253万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億3,394万3,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方特別交付金を309万円増額し、普通交付税を1億2,217万7,000円減額、国庫支出金を4,245万2,000円、県支出金を1,485万4,000円それぞれ増額し、繰入金1億円を減額するものであります。

また、令和2年度に確定いたしました繰越金4億8,114万3,000円を増額し、諸収入3,500万円、町債3,757万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、衆議院議員総選挙費といたしまして、1,628万8,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、補装具給付400万円、障がい者医療費に係る国庫補助金及び県費補助金返還額689万3,000円を追加し、重度障がい者医療対策費といたしまして、県費補助金返還金192万8,000円を追加するものであります。

また、子ども医療対策費といたしまして、県費補助金返還金101万5,000円を追加し、児童育成事業費といたしまして、児童館照明LED化工事1,948万1,000円を減額するものであります。

衛生費におきましては、成人健康推進費といたしまして、システム変更委託料451万円を追加し、環境衛生費といたしまして、「ゼロカーボンシティささぐり」宣言に沿った実行計画の策定業務委託料3,500万円を追加し、新型コロナウイルス接種事業費といたしまして、発電機用燃料費、時間外接種事業加算委託料、接種会場物品借上料等1,940万8,000円を追加するものであります。

農林水産業費といたしましては、農村環境整備事業費といたしまして、和田地区井堰改良工事など1,187万2,000円、林業総務費といたしまして、調査委託料110万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

商工費におきましては、観光費といたしまして、夏まつり振興事業補助金250万円を減額するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、池の端線道路維持工事などに1,814万4,000円を追加するものであります。

教育費におきましては、各小中学校費といたしまして、修学旅行追加バス借上料508万3,000円、篠栗北中学校費といたしまして、パソコン購入費等109

万3,000円を追加するものであります。

公債費におきましては、元金といたしまして、起債元金償還を453万9,000円、利子といたしまして、起債利子償還1,301万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

諸支出金におきましては、基金費といたしまして、財政調整基金積立金に3億円を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、令和4年度に都市計画マスタープラン中間改訂業務委託815万1,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債を2,707万7,000円増額し、地域活性化事業債を580万円減額するものであります。

また、追加するものといたしまして、防災対策事業債1,630万円を計上するものであります。

議案第60号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、令和2年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料等負担額の補正により、歳入歳出それぞれ320万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,569万9,000円とするものであります。

続きまして、追加議案1議案について説明をいたします。

議案第61号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,582万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を1,188万円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、教育費におきまして、各中学校費といたしまして、生徒用タブレット購入費1,188万円を追加するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第48号から議案第61号までの14議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第49号は人事案件でございますので、委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第50号から52号までの3議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号から議案第58号までの決算認定については、「議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第48号と議案第59号から議案第61号の補正予算については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、

古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

最後に、報告2件については、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第49号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります太郎良順一氏の退出を求めます。

(教育長退出)

○議長(阿部 寛治) では、議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

はい、浦上課長。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第49号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町中央二丁目11番14号

氏名 太郎良順一

生年月日 昭和30年11月3日

令和3年9月8日提出、篠栗町長 三浦 正

提案理由は、教育長、太郎良順一氏が、令和3年11月1日をもって任期満了となるためでございます。

次のページに履歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、令和3年11月2日から令和6年11月1日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

（教育長入場）

○議長（阿部 寛治） 太郎良順一氏が入場されましたので、改めてご報告いたします。

議案第49号は、篠栗町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり、全員賛成で同意することに決定しました。

報告を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前10時33分

令和3年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月10日(一般質問)

令和3年 第3回 定例会 会議録

日時 令和3年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をお願いします。

一般質問を行います前に、議員の皆様をお願いします。

緊急事態宣言が9月末まで延長されました。コロナ禍の中でありますので、不急の質問等については、議員自身の判断で手短にお願いします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、6名でございます。

質問時間は、申合せにより、答弁を除き1人30分といたします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、藤木高裕議員。

通告は、2問です。

○議員（藤木 高裕） おはようございます。

議席番号2番、藤木高裕でございます。

福岡県では、4度目となる緊急事態宣言が出され、執行部の皆様は、日々の業務に加え、このコロナへの対応、昨年よりも増して、町政の運営に気を使われていると思います。

まずもって、そのご苦勞に感謝申し上げます。

さて、私の質問ですが、篠栗町の育休退園の制度について伺います。

育休退園とは、第1子が保育施設に通っており、第2子が生まれ、保護者が育児休業を取得した場合、第1子は家庭で保育ができる状況にあると判断されるため、保育施設を退所させられるというものであります。

2015年に、国は、子ども子育て支援法を新たにスタートしました。保育の無



償化も含め、国をあげて子育てに力を注いでいる現状であります。

児童福祉法には、「全て児童は、その生活を保障され、愛され、保護されること」そして「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と明記されています。

他の自治体では、この育休退園の件で裁判にまで発展しているケースもあります。

そこで今回、昨年度、篠栗町では、この育休退園がどの程度行われたのでしょうか。その具体的な数と、在園児がいた場合、保護者が育児休業を取得した場合、一律に退所させていたのでしょうか。

そして、この育休退園についてどう考えてあるのか、見識を伺いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 教育長、どうぞ。

○教育長（太郎良 順一） 藤木議員の「育休退園の現状と認識について」のご質問にお答えします。

現在、篠栗町では、子どもたちが健やかに成長することを目的として、子ども子育て支援新制度を基に、幼稚園、保育園の運営を行っているところでございます。

議員ご質問の保護者が育児休業を取得した場合に退園を求められることにつきましては、保育所への入所基準に基づき通知しているものでございます。

しかしながら、各家庭の事情や状況によっては「別の要件に該当していないか」ということも検討しております。

詳細につきましては、担当課長である松岡こども育成課長が答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） こども育成課の松岡でございます。

それでは、藤木議員の「育休退園の現状と認識について」のご質問にお答えいたします。

まず、保育園についてのご説明をいたします。

保育園とは、親が働いている又は病気の状態にあるなどの理由により、家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって0歳から小学校入学前までの乳幼児を養護と教育が一体となった保育をするための児童福祉施設でございます。

したがって、保育園に入所するには、親の就労などある程度の条件や優先順位が設けられております。

それでは、ご質問の内容が複数にわたっておりますので、順次お答えいたします。

まず、昨年度篠栗町では、育休退園がどの程度行われているのか、具体的な数を

とのご質問ですが、令和2年度は、17名が育児休業の取得により退園をしております。

次に、「育児休業を取得した場合一律に退所させているのか」についてですが、3歳児以上の児童の場合、その年度中は保育時間が16時30分までと短くはなりますが、退園することはございません。2歳児以下の児童は原則退園をしていただいております。

しかしながら、親が疾病や障がいをお持ちの方、子の看護や親の介護など、状況によっては継続して通園できるようにはしております。

また、退所した場合でも、次年度の入所申請の際には、利用調整時に前年度育児休業による退園者であるということを考慮いたしております。

最後の「育休退園についてどう考えてあるのか見識を伺いたい」とのことですが、児童福祉法第24条では、「児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とありますように、保育とは、本来家庭で行われるべきものであるということを前提にしていることを勘案いたしますと、児童の保育に欠けるところがある場合を除き、育児休業を取得された場合は退園していただき、ご家庭で保育をしていただきたいと思いますと考えます。

現在篠栗町には、待機児童がいる状況下で、働きたくても預けられないから働けない人たちや、預けられずに退職せざるを得ない人たちがいる状態でございます。

このように保育所が必要な方たちがいることをご理解いただきたいと思いますとともに、育児休業中は、子どもと一緒にいれる時間が持てる時間と捉えてほしいと存じます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ございますか。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございました。

私の考えであります。今この国において、共働きが一般的になりつつあるこの国において、育児休業を取得して、そして育休退園をしていくといった場合、2人目、3人目を持つことが非常に障壁になっていくのではないかと考えております。

さらに、三つ子の魂百までではありませんが、故郷愛を育むうえで、幼少期に育ったその思い出というのは、非常に大切であると考えております。

私の考えであります。この17名という育児休業を取得して育休退園されたこの数が少ないとは思っておりません。できるだけこの数が少なくなっていくことを

望んでおりますが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

○こども育成課長（松岡 秀策） 現在、3歳前児の児童については、受入れ人数に余裕がありますので、育児休業中の児童の受入れを継続しております。

ただ、2歳児以下につきましては、どうしても受入れに制限がございます。

その中で、どうしてもやはり待機をされてあるご家庭がございますので、そちらの方というのを考えますと、私どもといたしましては、やはり育児休業された場合は自宅で保育をしていただき、次の方、待機されてある方を入所させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 確認ではありますが、あくまでも篠栗町としては、この育休退園の制度を継続していくということでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） 保育ニーズに対しまして、今のところはまだ受皿が足りない状態でございます。待機児童がいる段階では、今の部分を継続したいと思います。

ただし、後での答弁にもありますけれども、待機児童がゼロになった場合、そういった場合におきましては、育児休業であっても退所することなく、今後は継続できるような方向で検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 最後に要望ではありますが、待機児童の件、次の質問に入るんですけど、待機児童の問題、そして、この育休退園の制度、非常に深刻な問題であると私も思っております。

非常に両立が難しい分野だとは思いますが、子どものことを考えると、やはりこの育休退園の制度は、できる限り使わずに、保育をしていただけることを切に願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、2問目どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 2問目に行きたいと思っております。

待機児童について伺います。

保育の無償化に伴い待機児童が激増している篠栗町であります。

町としては、幼保連携型の認定保育園の推進を行うことや、篠栗・久山ファミリーサポートのサービスを拡充するなどして、保護者の負担を減らす取り組みがされています。ほかにも様々な取り組みをされていますが、待機児童の問題は深刻であると考えています。

現在の待機児童の数と、今後、どの程度で待機児童を解消されるつもりか、その具体的な施策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 藤木議員の「待機児童について」のご質問にお答えします。

待機児童発生要因としましては、既存の保育施設だけでは、児童の受入れ人数が不足している状況であり、今後の待機児童対策の方向性として、さらなる保育施設の整備が必要であるとの認識でございます。

これについては、令和2年3月に策定しました「ささぐり こども いきいきプラン」において、保育の必要量の見込みと、その確保方法の見込みを推計し、計画を策定したものでございます。

詳細につきましては、担当課長である松岡こども育成課長が答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） それでは、藤木議員の「待機児童について」のご質問にお答えします。

まず、篠栗町の待機児童についての状況をご報告いたします。

待機児童数は、保育所等利用待機児童数調査要領による国の定義に基づく4月1日現在の数値で、令和元年度の13人までは横ばいの状態でしたが、令和2年度に72人と急上昇し、令和3年度には33人と前年度と比べ半分以下となっております。

令和元年10月からの保育料の無償化の影響かとも考えましたが、県内でも突出した増加数を勘案しますと、単純に保育料の無償化によるものとは言えず、はっきりした原因はわかっておりませんが、就労を希望する方が増加したのではないかと推測されます。

また、令和3年度半減した理由は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により生活

様式に変化が生じたためのものや、感染症への不安から入所申請を控えたことによるものと推測されます。

なお、直近の9月1日現在では、42名と4月から若干増加しております。

待機児童は、1・2歳児がほとんどで、4月以降も保育所への申込みがあることを考えますと、喫緊の課題として待機児童解消に向けて取り組む必要があると認識しております。

待機児童解消の対策としましては、篠栗町立篠栗幼稚園を社会福祉法人どろんこ会に移譲し、令和5年度から140名規模の認定こども園として開園する準備を進めています。現在は、届出保育施設として、0・1・2歳児を20名程度受入れるように協議を進めており、受入れ準備が整い次第、利用調整を行うようにしております。

また、令和4年4月に小規模保育施設の開園を申請しているNPO法人があり、審査の手続きが完了すれば、こちらも20名ほどの0・1・2歳児を受入れられますので、都合40名ほどの受入れを予定しており、本年度と同等の申込みであれば、令和4年4月には、待機児童は、ほぼ解消できるものと想定しております。

篠栗町総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」の基本目標5「夢を持ち、心と体が元気な子どもが育つまち」に掲げているとおり、待機児童対策はまちづくりを進める上で重要なことであると考えています。

まずは、国の定義による待機児童数ゼロを目指すとともに、総合的な待機児童対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 非常にわかりやすい答弁ありがとうございます。

ということは、令和5年度には、ほとんどこの40名程度だったら解消する見込みだと、もし、令和2年度、約70人でしたら、どのようなことで待機児童を解消されると考えておりますか。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） 今申し上げました「ささぐり いきいきプラン」につきましては、令和5年4月の段階で待機児童がゼロになるということを想定しまして計画を立てております。

令和4年度、来年の4月につきましては、今のところ、今年度と同じ申込みであ

れば解消できるというふうを考えておりますが、いきいきプランの中では、まだ令和4年度につきましては、待機児童が発生する状況であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） もう一度、70名程度でしたらどうでしょう。

令和4年度70名の待機児童がでたらどうされますか、と聞きたいのですが。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○こども育成課長（松岡 秀策） 令和4年度の段階で70名が待機児童になるということであれば、その分につきましては、その対策というのは今のところございません。

あくまでも令和5年の4月について、待機児童がゼロになるという形での計画でございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（藤木 高裕） 前向きに進められているので非常に安心しました。

これからも町の保育のため、町政の運営を頑張ってほしいと思います。

それでは、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 次の質問順位に参ります。

質問順位2番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） おはようございます。

議席番号3番、横山でございます。

今回は、3項目質問させていただきたいと思います。

早速、質問に入ります。

最初の質問は、旧上津江村の町有林についてでございます。先の6月議会において、産業観光課長から「この町有林約83.7ヘクタールの買い手が見つかったので、売却する方向で手続きを進めている」との報告を受けたわけですが、あまりにも唐突過ぎて耳を疑った次第でございます。

その後、山林購入の経緯を調べたところ、当初新聞等でも大きく報道されておりましたが、当時の町の議会でも、この山林購入の意義を認め、圧倒的多数決で承認されております。また、その後2年間にわたり行われたボランティア植樹にも、多くの議員の皆様が参加されたと聞いております。

また、この森林は平成14年度に購入されておりますが、購入の際に、旧上津江村と協定書を取り交わしています。したがって、売却する際には、旧上津江村、現在は日田市になっておりますので、日田市と協議しなければならないことから議会に報告をするからには、当然協定書に沿った協議は済んでいるとの認識でしたが、その後の担当課の対応を見る限り、そうではなかったように思います。

そのことを踏まえ、質問を行いたいと思います。

一つ目は、先ほども申し上げましたが、日田市とは協定書に従い協議する必要があると認識しております。実際に協議をした時期及び協議結果について説明してください。

また、日田市以外で、例えば大分県などと協議を行う必要もあったと思っておりますが、その点についても説明を求めます。

二つ目は、当該山林は保安林の指定があり、保安林の指定を受けた山林は、間伐等の山林整備に補助金が付くことになっております。山林購入以降、いつどのような補助を受けたのかの詳細を説明してください。

三つ目は、6月議会での説明では、担当課長から「売却価格は購入時の価格を下回るだろう」との発言がございました。何を根拠にそのような発言をされたのか説明を求めます。

四つ目は、今年7月の熱海市において、大量の土石流が発生し大惨事となりました。この惨事を引き起こした原因は、土石流発生源周辺に大量に捨てられた建設残土によるものだと専門家は指摘しています。福岡県都市圏にとっても、将来にわたり貴重な水源地であり続けるために、購入している山林が民間に渡ると将来熱海市の二の舞にならないとは限らないと危惧しております。

また、大規模ソーラー発電等を外国企業が計画し、乱開発に繋がるのではと山林を有する自治体は神経をとがらせているところもございます。

どうしても売却したいのなら、乱開発等の心配の少ない自治体、まずは日田市や大分県に購入してもらおうように相談すべきではないでしょうか。それがうまくいかなかったとしても、森林組合、場合によっては筑後川から大きな恩恵を受けている福岡市に相談をするなど方法があると考えます。

民間への売却は最後の手段であり、より慎重に行わなければならない最後の手段だと思いますが、なぜ真っ先に民間への売却の話が出たのか意味がわかりません。納得のいくように説明を求めます。

また、町有林下流にフィッシングパークがあることから、この一帯は内水面漁業

区域の制約があるのではとも考えます。内水面漁業に関しては、大分県が所管していると聞いています。この件について、協議結果を説明してください。

最後に、内水面漁業権のほか、この山林には様々な制約等が存在すると思います。そのために山林購入者には、事前に制約等の詳細な説明義務があると思います。事前に説明する必要がある項目を詳細に説明してください。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 執行部側の答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、ただいま横山議員からご質問がありました「旧上津江村の町有林売却について」のご質問に答弁をいたします。

ご質問の答弁に入る前に、議員からもいろいろお話がありましたが、旧上津江村の土地購入の経緯を少しお話し申し上げたいと思います。

現在の日田市上津江町の町有林は、前町長時代に水源自治体として同じ悩みを抱えて、常々森林保全の大切さを認識している篠栗町として、下流域の自治体においても水源涵養について今一度考えていただきたいとの思いから、平成14年約84ヘクタールの山林を約8,700万円で購入したものでございました。

さらに、水源涵養林としての機能の充実を図り、森林の大切さを再認識していただくために、町内外より植樹ボランティアを募り、平成14年度から3年間、荒廃した山林に、ケヤキやヤマザクラ等の広葉樹の植栽が約14ヘクタールにおいて行われました。

水源に乏しい福岡都市圏の住民にとって、水源涵養の意識を高めるための、まことに意義ある活動であったと認識しております。

購入から18年経過する今年度に入って、林業資源の確保のため、日田市をはじめ近隣の山林の購入を希望されているという企業があるとの情報を受け、接触を試みているところでございます。自治体が売却するにあたっては、当然、相手企業にも納得いただくよう鑑定評価に基づく適正価格を定めなければならない、本定例会に上程しております令和3年度一般会計補正予算（第5号）において、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費を増額補正し、調査委託料として110万5,000円を計上したものでございます。

ご質問は、本来であれば補正予算審議の際にお尋ねされるべき内容であろうかと考えますが、本件につきましては、議員のご質問の冒頭にもございましたように、



令和3年第2回定例会において、売却手続きを進めたい旨のお話をしておりましたので、今回の一般質問となったものと解釈し、補正予算の事前審査とまらない範囲で答弁するものでございます。

日田市上津江町の町有林につきましては、これまでの議会において、平成20年第2回定例会においては、「旧上津江村の町有林処分の考えはないか」、平成22年第4回定例会で「上津江町有林のその後を問う」、平成23年第4回定例会においては、「上津江町有林について」と3回の一般質問をお受けし、都度、町の考えをお示ししてきたところでございます。

その後は、年度ごとの当初予算に数百万円の枝打ち、下草刈り等の森林施業に関する予算を計上しておりました関係から、予算審議の際に「その後、上津江町有林はどうなっているのか」との質問をお受けした際に、私からは「相手があれば売却したいところだが買ってくれる相手が見つからない状況が続いている」とのご報告をしたことが度々ございました。

そうしたこれまでの経過のなかで、先ほども申し上げましたとおり、令和3年第2回定例会において、最近の上津江町有林に関する動きをご報告したことから、今回2件のご質問をいただいたものと考えております。

以上の経過をご報告したうえで、ご質問の各項目につきましては、産業観光課長から答弁いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 松熊課長どうぞ。

○産業観光課長（松熊 大） 「旧上津江村の町有林売却について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の旧上津江村（現在は日田市）と取り交わした協定書と、日田市などとの協議についてでございます。

旧上津江村と平成14年11月に締結した「森林整備に関する協定書」は、協定の期間を、篠栗町が所有権等を有する間と定めたとの取り決めでございます。5項目からなり、主に、上津江森林整備計画に則した森林整備を行う旨のものであり、篠栗町は、旧上津江村の山林購入後から今日まで、この協定書に則した森林整備を行ってまいりました。

今回、当該山林の売却の可能性について打診を受けたことから、先の第2回定例会にて、議員の皆様にも今後の方向性をお示ししたうえで、7月8日に日田市とその協定書について再確認を行いました。また同日、大分県西部振興局を訪れ、当該山林が保安林として指定されていることから、保安林の施業要件、土地の形質変更等

の制限、植栽の義務等を確認してまいりました。

さらに、7月20日、旧上津江村役場である日田市上津江振興局を訪問し、町有林を含む上津江周辺の山林の現状をお伺いしつつ、町の方向性を説明申し上げ、ご理解いただいております。

関係機関とは、以降も指導及び情報交換をお願いしているところでございます。

次に、2点目の山林整備の補助金についてですが、森林を施業すると主に造林補助金の交付を受けることができます。

平成15年から16年にかけては、植樹に対する造林補助金約760万円、平成15年から22年、及び令和元年は下刈りに対する補助金約880万円、平成26年、28年は間伐に対する補助金約470万円、除伐その他の整備に対する補助金約140万円、計約2,260万円の交付を受けております。

次に、3点目の6月議会における売却価格が購入時の価格を下回ると思われる旨の説明の根拠についてですが、令和3年6月公表の令和2年度森林・林業白書によりますと、1立米あたりの木材価格が、購入時の平成14年よりもスギで1,300円、ヒノキで1万4,300円下落しております。また、参考程度ではございますが、当該山林の整備委託業者による令和3年3月の算定において、立木価格の評価が購入当時より低かったこともあり、これらを踏まえて、当該山林を売却することとなった場合、購入時の価格を下回る可能性があるという説明を申し上げたところでございます。

次に、4点目の民間への売却は最後の手段と考えるべき、という点についてと、内水面漁業に関する協議についてですが、当該山林は、購入から今日に至るまでの整備により、現在、水源涵養のため、山林の荒廃を防ぎ、健全な森林土壌の育成に努めるという初期の目的を果たしているといえます。

過去の議会で回答申し上げたこともありますように、譲渡や寄附を検討したこともございましたが、交渉できる譲受先が見つからず今日に至りました。

今回、購入意思のある事業所等から問合せを受けていることから、前向きに進めたいと考えているところでございます。

先に申し上げたとおり、上津江町有林は保安林に指定されております。保安林としての目的を果たすために、必要最小限守らなければならない森林の取扱い方法が定められているほか、違法な盛土や違法な開発が確認された場合、監督処分及び罰則の対象となります。

今後、譲渡の方法が売却となったときは、諸法令に基づき、手続きを行ってまい

る所存です。

なお、現在、大分県、日田市ともに新たな山林の取得は行っていないとのことでございます。

内水面漁業に関する協議についてですが、大分県漁業管理課へ、森林の権利移動に伴う県への届出が不要であることを確認しております。

また、上津江振興局に確認したところ、森林売買の際に「漁業協同組合などとの協議等を行っていない」とのことでしたので、内水面漁業に関することを含め、協議等を行っておりません。

最後に、5点目の購入希望者に事前に説明する項目についてですが、重複いたしますが、当該山林は保安林であり、施業要件等も定められております。森林簿を提示するなどし、そのことについてご認識いただく必要があると考えております。

さらに、森林法、国土利用計画法や自然公園法等、当該山林に係る関係法令のご提示、旧上津江村と締結している「森林整備に関する協定書」については、篠栗町が所有権等を有する間に限られたものであります。説明申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、再質問どうぞ。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどの答弁に対して、幾つか質問したいことがあるのですが、順を追って質問したいと思います。

まず一つ目、日田市と協議をしたのが7月8日とおっしゃられましたが、議員に報告があったのはそれ以前の6月16日なんですね。通常であれば、日田市との協議を終えた後、それをもって議会に報告しないといけないところを、その順番が逆になったのは何ですか、ということが1点。

それと、内容の中に、日田市に理解をしてもらったと、売却に関してですね、そこについてもう少し詳細に説明してもらいたいのですが。

まず一つですね、日田市が理解をしたということは、日田市は、森林を売却することに対して何も問題がない、と、そうおっしゃったんでしょうか。それとも、あくまでも、今の持ち物としては篠栗町の財産ですから、そこまでですね、日田市がする権限はない、と、本当は民間には売却してほしくないけれども、そういった権限はないので、理解をしたという解釈なのか。それとも、それとはまた別の理由なのかですね、そこをまず答えてもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 6月の議会でご説明した後、7月8日に協議に行ったことはおかしいんじゃないか、というお話でございますけれども、私どもは、6月の議会であえて皆様方にご報告したのは、長年、滞っておったこの日田市の上津江村の町有林に対して、こういう動きがありますよ、ということ、誠意をもってご報告したつもりでございます。

全てを固めて、日田市との協議も済ませて報告をすべきであったのではないかと、ということについては、少し違うんじゃないかなと。私どもは、議会の皆様方が長年ご心配していただいているから、こういう動きが今年ありますよ、という気持ちでご報告したまでのことでございます。

続きまして、2問目の、その理解の度合いはどういうことか、というようなことは、これから私どもが110万5,000円を使って鑑定し、先方と協議し、そしてまた、売却可能、購入可能となったとき、そこで日田市との間でまた詳しい協議をしていかなければいけないことであろうかというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、再質問でいろいろやり取りするということは、予算審議の中で、いろいろご説明することの、事前の先入観を、ほかの議員の皆様方に与えてしまうようになるんじゃないかという心配もございますので、再質問は、この通告については、6月の議会に対しての私どもの説明に対して、この5項目を確認したいという意味でお受けいたしました、再質問については、お受けするものではないかというふうに思いますので、その点につきましては、議長において、お諮りいただければありがたいなと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 事前調査になると言われても、事前調査になるのは調査費ですよね。今回上程されているのはですね。

調査費以外のことを聞いているのに、私としては、それは議長の判断になりますけれども、特に問題ないと思うんですけども、それならそれで大丈夫です。

次の質問に行きたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） そうですね、ちょっと1回確認させてください。

先ほど答弁でですね、なぜその購入時より売却価格が低くなるか、といった発言に対して、当時、スギの木とヒノキが今の価格が下落しているというので、低くなるというような答弁をされたと思うんですが、そのとおりかどうか、ちょっと1回

確認させてください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 申し上げましたとおり、私どもは誠意をもって5項目についてご答弁いたしました。

これ以外のことにつきましては、再質問に対して答弁するものではないというふうに思っておりますので、これは私どもの判断でございますので、議長においてお計らいいただければありがたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

来週になりますけど、予算審査会が、その中でこの予算について、横山議員の質疑がされれば、今まだ、この本議会議場で微々細細にわたって、元々していませんから、もうちょっと大きな質問を答えるということで、委員会の場合は、もう丁々発止でやりおうてもいいけど、今言われたとおり事前審査に少しかかるんじゃないかな、と議長も思います。

それで、それは、予算審査会で、この辺が私は疑問に思うよ、というようなことを、捉えて言っていただきたい。

執行部側は、このことについては、後で答える、と言っているわけですから、そこはずっと突っ込んでおいでになってもですね、議長権限として最終的には止める可能性がありますから、そのことを踏まえて、再質問をしてください。それか、次に移ってください。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） それを言われたらですね、私、この場で質問できないわけですよ。それに今日はね、傍聴席の方もたくさん来られています。ネット配信を見られている方もたくさんいるでしょう。その中で、こういう止め方、こういう形で答弁をしないっていう形はですね、何かあったんじゃないかと、町民の方にね、疑われても仕方がないと思います。

そういうふうに疑われてしまいますので、私としてはね、できるだけそこは答弁していただきたいのですが、それ以上言われたら私は質問できませんので、当たり障りのないような質問をします。

それでしたら大丈夫ですね。

そうですね、ではまず、この売却する目的を教えてください。そして、売却するまでに至った経緯を教えてください。

これでしたら大丈夫ですか。

目的と経緯を聞くだけです。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○町長（三浦 正） 売却のための準備の鑑定評価を、今年度のこの議会の予算に上げているわけでございますよね。

当然、前提としては、私どもはそういう思いもありますけれども、今ここでそのことを全てお話ししておいて、結局相手側が買わなくて「あんなこと言っていたけど買えなかったじゃないですか」というような話になることは、私どもは本意じゃありません。そういうことからして、ちょっと前のめりな質問が多過ぎるんじゃないかという気がしております。

先ほどから、どうもご質問の内容を聞くと、上津江村の売却案件そのものがテーブルに乗ることを嫌がってらっしゃるんじゃないか、というようなことさえ思われる質問とお見受けいたします。

その辺のところも含めて、私どもは、これについては、補正予算の中で、じっくり内容についてご審議いたしましょう、と申し上げているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） わかりました。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

では、次の質問に行きます。

次の質問は、待機児童解消に向けた方針策定についてです。

待機児童解消及び効率的な運営を行うため、既存幼稚園の認定こども園化に向けた検討を行うと、先の行財政改革大綱に謳われている指針に従い、まずは篠栗幼稚園を民間の認定こども園に移行することにより、待機児童の解消を行う。そして、老朽化が進み、幼稚園児の数が減少している北勢門幼稚園を、近い将来廃園するための説明が、昨年、第4回定例会にて教育長から説明がございました。

しかし、この説明には、残念ながら将来に向けた待機児童解消の抜本的な方策を打ち出されず、その後、追加方針の説明があるだろうと期待しておりましたが、話が出てきていませんので今回質問いたします。

一つ目は、先ほどの藤木議員と重複するかと思いますが、篠栗幼稚園を民間のこども園に移行することにより、待機児童の減少を図ることは理解できますが、それだけでは待機児童の解消には程遠いと考えます。今後の対策構想があれば具体的な説明を求めます。

二つ目は、篠栗北地区産業団地計画に保育所を団地内に設置する計画があると、今までに説明されていますが、最近ではその話がどうなっているのか聞いていません。いつ、どの場所で、どのような形で設置されるのかを説明してください。

三つ目は、北勢門幼稚園廃園の具体的スケジュールは打ち出されていますが、廃園後の土地利用について説明がありません。

一案として、不足するこども園を増やし、待機児童を少しでも減らすため、用地を民間に無償貸与する考えはないのか尋ねます。

以上3点の答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） ではまず、横山議員の「抜本的な待機児童解消に向けた方針策定について」の質問にお答えします。

待機児童対策は、まちづくりを進める上でも重要なことでもありますので、篠栗町行財政改革大綱や篠栗町総合計画でも目標を掲げ、これに近年の社会潮流や子どもを取り巻く現状、これまでの計画の進捗状況を確認・検証し、子ども子育て支援のニーズを反映した「ささぐり こども いきいきプラン」を策定しております。

詳細な説明につきましては、担当課長である松岡こども育成課長が答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） それでは、横山議員からのご質問について順次お答えしてまいります。

まず、1の「待機児童解消への今後の対策構想があれば具体的に説明を」については、令和2年3月に策定し、議員の皆様にも配布いたしました「ささぐり こども いきいきプラン」において、子どもや子育てを取り巻く現状・課題を把握しながら、全町的な視点から篠栗町の子ども子育て支援に向けた取り組みについて協議し、具体的な取り組みや推計による今後の量の見込みと確保方策についての計画を策定しております。

待機児童解消に向けての具体的な取り組みとしましては、施設の拡充や企業主導型保育事業所を含めた新たな施設の整備を推進し、町立幼稚園を民間の認定こども園へ移譲することを挙げてございます。施設の拡充につきましては、先ほどの藤木議員への一般質問の答弁の際にも申し上げましたが、令和4年4月に小規模保育施設の開園を申請しているNPO法人があり、今後の手続きを経て、開園する見込みでございます。企業主導型保育事業所の整備につきましては、後で詳細なご回答いたします。町立幼稚園の民間移譲についても、藤木議員への答弁で申し上げましたように、社会福祉法人どろんこ会と開園の準備を進めております。

横山議員は、篠栗幼稚園を民間のこども園に移行するだけでは待機児童の解消には程遠いと言われてますが、量の見込みにおきましても、若干の違いは生じておりま



すが、おおむね見込みどおりの数値となっておりますので、令和5年度には、待機児童の解消が図れるものと推察しております。

また、福岡県からも篠栗町の待機児童解消に向けた受け皿整備などの取り組みに対し、お礼に参りたいとの申し出を受け、現在、日程調整をしていることを申し添えておきます。

今後も多様化する保育ニーズにどのように的確に対応していくかを念頭に置きながら、全てのニーズにお応えできるよう、総合的に待機児童対策に努めてまいります。

次に、2の「篠栗北地区産業団地計画に保育所を団地内に設置するこの計画は、いつ、どの場所に、どのような形で設置されるのか」とのご質問にお答えいたします。

篠栗北地区産業団地の保育所の件でございますが、進出いたします企業側も保育所設置には高い関心を持っており、また、本町としても企業誘致活動に向けてのアピールポイントとしてきたところでございます。現在、保育所の形態を企業主導型保育所にすべきか、事業所内保育所にすべきかなど様々な視点から検討を行っており、地域受け入れ枠の確保も行うこととしております。

保育所の開始時期につきましては、進出企業が操業を始める段階には、運用開始が行えるよう進めてまいります。

また、保育所の設置場所でございますが、事業用地5の北側にあります共用施設用地3（彩り台346番地17）に用地を確保しており、隣の広場2号も利用しながら運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、3の北勢門幼稚園の廃園後の土地利用についてのご質問にお答えいたします。

令和元年12月に策定された篠栗町行財政改革大綱において、町立幼稚園は1園を民営の認定こども園とし、1園を町立幼稚園として維持し、残りの1園は、いずれかに統合するとしておりますが、その統合をし、廃園した幼稚園の、後利用の方向性についての提言はなされておられません。

北勢門幼稚園の近くには、すぎのこ児童館、北勢門小学校、篠栗北中学校と、教育・子育て施設が集まっておりますので、これらに関連した教育・子育て関係、あるいは地域活動に利用できればいいのではないかと考えておりますが、現時点では後利用の具体的な計画はございませんので、教育施設から一般財産への移管も考えております。

また、1での答弁と重複いたしますが、令和2年3月に策定した「ささぐり ともいきいきプラン」では、保育の必要量の見込みと、その確保方法の見込みの推計において、幼稚園1園を認定こども園とすることにより、おおむね待機児童問題が解消する見通しとなっておりますので、今のところ保育所を増設する予定はございません。

とはいえ、子育てや暮らしのあり方も多様化していく中、子育てを取り巻く状況も刻々と変化しておりますので、今後の状況を注視しながら、子育て家庭を町全体で支援することができる環境整備をより一層推進してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 篠栗北地区産業団地の保育所について、簡単にちょっと説明していただきたいのが、計画どおり保育所をつくるということは変わってないんでしょうけれども、大体どのめどで、具体的な話が出てくるかとか、そういった日ごち的なめどというのは立っていますか。

○議長（阿部 寛治） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） その件については私のほうからご説明申し上げますけれども、売却は全て、今度の議会で議決をいただきます事業用地6が終了しますと、売却は全て終わります。

そうしますと、私ども、まちづくりのこれから先のことを考えるということで、大学の先生も入れて、産業団地内の今後のあり方についてご協議を続けていくべく予算も計上しておりますが、それに基づいて、そこで管理組合をつくったり、保育所の運営についてどうするか、あるいはバスの運営についてどうするか、というようなことを、協議していく段取りとしております。

最終的に工事が少しずれ込んでおりまして、建設完了が、大体、令和5年の7月ぐらいになろうかというふうに、一部前後するところもありますけれども、メインの操業開始を、グランドオープンといいたいでしょうか、そういうものが、多分令和5年の7月ぐらい、2年弱あるところでございますので、その間には十分間に合うべく、保育所の運営についても固めてまいりたいと思っております。

当初工業団地に進出する事業所から、やりたいという手が挙がっておりましたが、それについては多少難しいような状況でございますので、外の事業体に公募をかけて、建設・運営という流れになっていこうかと思っております。

先ほど松岡課長から、企業主導型にしていこうかどうしようか、というようなことの答弁ございました。これにつきましても、半分は企業主導型にしますと、その部分は、人数の枠があっても企業が負担しなければいけないので、全体の規模の中で、企業主導型の、地域から保育児童を受入れる部分、というようなことをしっかりと検討して、数字を固めた上で、希望等を考えていきたいということで、これについては、当初計画どおり進めていこうと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

横山議員。

○議員（横山 和輝） あとは待機児童ゼロについて、ちょっとですね、質問したいんですけれども。私もですね、保育園児、保育園に関して詳しくないので、ぜひちょっと聞きたいんですけれども、先ほど藤木議員の答弁を聞いていますと、今現在、今月ですかね、待機児童は42人であっていますかね、42人というふうな答弁をされたんですけれども。

ただ国の基準で42人って言われたんですよね。その、町の基準で今どれくらいいますか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○こども育成課長（松岡 秀策） 町の基準というか、実際の待機児童数でよろしいでしょうか。

実際の待機児童数は、125名でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 125名、実際いらっしゃるわけですね。その、度々気になっていたんですが、待機児童の話を聞くとときに、急に増えたり減ったりするわけですよ、なぜかなと思ったんですけれども、答弁によって、国の基準で出したり、町の基準で出したり、都合のいい数字を出しているんじゃないか、と思うんですよね。

実際、今、125名と言いましたけれども、それが実際に、今、篠栗町で待機している人数ですよ、そこを考えないといけないわけですよ。

国の基準で42名と言いますけれども、そこじゃなくて125名でしょう、それでしたら。

それから言っても、ちょっと、篠栗幼稚園のこども園化する際の資料を貰ったときも、その時も150名いたんですね、実際に入園できない子どもの数がですね。

それに加えてですね、認可保育所、認定こども園の定員が730名に対して、実際入所者数が813人とですね、83名定員よりオーバーしているんですね。ということはですね、運営は結構無理をしているんじゃないか、と。定員をオーバーしていますからね。

そこら辺も考慮しますと、実際に200人以上、受入れる施設が必要なんじゃないかと思うわけですが、この数字からいくとですね。

篠栗幼稚園を民営化して、保育所分を90人程度受入れるっていうのは、ここ書かれていますので、それだとしてもやはり、100名以上もっと受入れる施設がないといけないと、NPO法人が令和4年ですか、令和4年にされると言われましたけど、それでも足りませんよね。ですので、そこは待機児童ゼロを目指すのであれば、そこを受入れる施設をもっとつukらないといけないと思うんですよ。

ですので、私は一案として、もう廃園するわけですから、あそこの土地も結構広いですよ、あすなろ保育園の倍ぐらいありますし、勢門幼稚園よりもちょっと大きいぐらいですね。そこら辺を例えプロポーザルで無償貸与してですね、どこかに話をするとか、そういった考えはもう全くないのですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○こども育成課長（松岡 秀策） 私どもが待機児童の数を報告するにあたりましては、基本的には国の基準ということで報告をしているつもりでございます。

また、待機児童の定義につきましては、これは国の方からの分なんですけども、保育所への入所利用資格があるにもかかわらず、保育所が不足又は定員がいっぱいのために入所ができずに、入所を待っている児童ということが基本的な待機児童ということで考えております。

今、議員が言われたように、それ以外の部分の方、先ほど申しました、町といいますか、実際の待機はどのくらいかということで数が違うんですが、その分については、先ほど申しました、育児休業を取ってある家庭、また求職活動を休止若しくは求職活動をやめられて自宅にいらっしゃる方、また幼稚園に入所しながら保育所の入所申請をされている方、また、特定の施設、どうしてもこの施設だけしか駄目という形で待機している方等がいらっしゃるの、その分で数が膨らんでおります。

そういった部分を勘案いたしますと、私どもが考えている待機児童については、国の指針である数というふうに感じておりますので、その方々を入所できるような施設までというふうには、まだ今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 国の基準で考えるのは、それはそれでいいですけども、ただ、最初、報告を受けたときには、実際150人いるって報告を聞いたわけですよ、こちらとしては。

片方では国の基準で言って、片方で実際こんだけいますので、この分必要ですって説明して、それは違うんじゃないですか。

私は思うんですよ。

これも答えてもらわなくて結構です。

ただそれでも実際に待っている人はいるわけです。待機児童、入園できない人たちがいるわけですよ。そこまで、町は考えていくべきじゃないかとはね、私は思いますけれども、そういう考えがないということがわかりましたので、次の質問に行きたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、担当課長のほうからそのように答弁いたしましたけれども、今後、働き手の数ってというのは、またいろいろ流動的に増えていく可能性も大にあるわけでございますので、今、議員がお話しになりました北勢門幼稚園の廃園後の対応についても、少しまた流動的にいろんなアイデアをお聞きしながら考えてみるのも一考かとも思いますので、貴重な意見としてお承りいたしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。

3問目にいく。

○議員（横山 和輝） 次の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治） 次の質問、はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 最後の質問になります。

最後の質問は、山林伐採後の大量の混合残土、その実態及び対処状況についてです。

旧ごみ焼却場付近の山林を伐採後、洪水により生じた大量の木片や家庭ごみを含む土砂が運び込まれているとの報告を受け現地を確認いたしました。

現地を見てこのような行為を許していたならば、山林を多く有する我が町は今後大変なことになるのではないかと危惧し質問いたします。

一つ目が、関係する山林の伐採について、伐採の時期及び伐採許可等に問題はなかったのでしょうか。もし手続き等に問題があったならば、どのように対応したのかお尋ねいたします。

二つ目が、現場に搬入されている土砂等是一種の廃棄物と考えられます。すでに県の担当部局が調査に入っていると聞きますが、町のこれまでの対応及び今後の取り組みについてお尋ねいたします。

以上、2点の答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、「山林伐採後の大量の混入残土搬入、その実態及び対処状況」につきましてご質問をいただきました。

ご質問の内容は、関係する課における諸手続きについてのご質問であると思いますので、ご質問の1を産業観光課長から、2を都市整備課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 「山林伐採後の大量の混合残土搬入、その実態及び対処状況について」のご質問にお答えいたします。

ご指摘の旧焼却場付近において、伐採行為が行われた場所は、許可ではなく森林法第10条の8の規定による届出が必要な場合に該当いたします。

昨年、無届による伐採が確認されたため、速やかに担当職員が現地に赴きまして、当該制度を説明するとともに、伐採届を提出するよう関係者に求めてまいったところでございます。

その後、本年6月に所有者より伐採届の提出がございましたが、不備が判明したため、補正をお願いしてきたところ、先日、当該森林所有者から遅延理由を付した顛末書と併せて伐採届が提出されております。

なお、この間、8月には「福岡県土砂災害埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」の規定から、福岡農林事務所などと共同で現地立会を行い、情報の共有に努めてまいったところです。

今後、伐採届の無届や遅延が発生しないよう、様々な事態に迅速に対応できるマニュアルを策定するとともに、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、都市整備課長。

はい、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） 都市整備課です。

議員がご質問されました2につきまして、お答えいたします。

本件につきましては、8月に入って町民の方から通報がございまして、本課職員にて、当該敷地外から確認をさせていただきました。

状況としましては、土砂の山積み、伐採木の野積み及び電気製品等の集積がございました。

また、同時期に、福岡県宗像遠賀保健福祉環境事務所、環境指導課より、本件について相談がございました。

現地の状況について確認を行った結果、産業廃棄物の可能性があることから、まずは、県保健福祉環境事務所にて指導を行っていただくこととなっております。この協議の後日、同保健福祉環境事務所から事業主に対して、適正な処理を行うように指導を行ったとのことでございます。

現在、事業主が処理を行っているものと考えますが、町としても今後の動向を監視し、県と連携を取りながら、完全な処理に向けて対応することとしております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） いえ、再質問はございません。

答弁の結果を聞く限り、しっかりと対応されているようですし、県との連携もうまくやられているようですので。

無許可ですね、特に森林を多く有する篠栗町は、こういったことはやっぱり許されないと思いますので、ぜひとも、今後とも目を光らせて、県と連携して、今後ともこういうことがないように、お願いして、今日は質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○議員（横山 和輝） \_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） 一般質問を始めて1時間10分ほどたちましたので、ここで

5分でいいですか、休憩して、この時計でいいますと11時15分から始めますので、議員の皆様どうぞよろしくをお願いします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位3番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号4番、品川静でございます。

では、質問に入りたいと思います。

消防団は、消火活動はもとより、頻発する自然災害の対応など、地域住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織です。仕事などをもちながら、消防団に従事されている団員の皆様に日頃から感謝しております。

しかし、全国的にも消防団員は減少傾向にあり、防災力の低下が懸念されています。

その一方で、消防組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用する動きが広まっており、女性消防団員数は年々増加しています。

篠栗町の女性消防隊の活動は、女性の視点できめ細やかな防火・防災の啓発や急救命講習の実施、警報発表時の情報発信や防災塾の開催など、主体的な活動で心強い存在であると感じています。

ですが、消防団全体としては、まだ女性の人数は少なく、活動において、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージなど課題があるのではと考えます。この課題は、今や女性特有のものではなく、男女共通の課題として捉えるべきです。

組織の中で、それぞれ異なる事情を持っていることへの理解やサポートのある環境が整うことで、非常時の多様なニーズに対応できる柔軟性も備わるのではないかと思います。

そこで、篠栗町の防災力を高めるためにも、消防における女性のさらなる活躍の推進を願い、女性消防隊を取り巻く現状をお聞きしたいと思います。

まず、①篠栗町の男女別団員数と定員数。

②ライフステージでのサポートはどのようなものがあるのか。

③女性消防隊には分団長が存在しないが、主要会議に女性消防団員は出席しているのか。

④各行政区へ女性消防隊の紐づけがされていないが、どのような連携になっているのか。



⑤防災塾「サバイバル系女子育成講座」の受講者のフォローは行っているのか。

以上のご回答をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは、品川議員の「女性消防隊のさらなる活躍の推進を」のご質問にお答えします。

篠栗町消防団女性消防隊につきましては、議員のご質問にもありましたとおり、町広報紙やSNSを活用した防火・防災の啓発活動をはじめ、消防団員の活動内容を紹介して、消防団への興味や理解を促進するための情報発信、そして小学校などで防災や消防活動に関する授業も行っております。

また、AEDの使用方法や心肺蘇生法の普及を図るための救急救命講習の実施のほか、災害発生時の避難場所運営や大規模火災時における消火活動の後方支援についても活動内容と想定し、訓練を実施しております。

住民の防災意識の向上や災害発生時に避難所等における女性の視点に立った支援がますます重要となる現在では、今後、女性消防隊の充実が不可欠であると、町としても認識しているところでございます。

それでは、まず①の「篠栗町の男女別団員数の定員数」についてお答えいたします。

篠栗町消防団条例で、団員定数は260名と定めており、その内訳は、団長1名、副団長2名、分団長10名、班長20名、団員が227名でございます。この定数に女性消防隊も含まれております。

令和3年4月1日現在の全団員数は245名で、そのうち女性消防隊員は15名、全体に占める割合は約6.1%でございます。

近年は、男性団員の新規入団確保が厳しい状況の中、女性団員は増加傾向にございます。

消防庁による消防団員に占める女性の割合目標では、令和8年度までに10%を目標としながらも、当面は5%を目標として掲げてあります。

本年4月1日の全国平均は3.2%であり、本町の女性消防隊員は、全国平均と比較して少なくはない状況ではありますが、女性消防隊の充実を図るため、今後も団員募集を行ってまいります。

次に、②の「ライフステージのサポートはどのようなものがあるか」についてでございますが、消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として位置づけられており、

町消防団では、子育てや出産時、仕事の都合なども含め、参加できる者が、できる範囲の活動を行っております。

特定の団員が何らかの事情により活動に参加出来ない場合は、団員同士が支え合って活動を行っており、町といたしましても女性消防隊などへの講習依頼があった際には、状況によっては講習日時の変更など調整を行っているところでございます。

また、町消防団では、「消防団員等福祉共済」及び「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合」に加入しており、消防団活動での死亡や負傷に対する給付はもちろんです。消防団活動以外でも死亡や障害を負った際には、遺族援護金、障害見舞金の給付、7日以上長期入院となった場合には、入院見舞金が給付される制度もございます。

続いて、③の「女性消防隊には分団長が存在しないが、主要会議に女性消防団員は出席しているのか」についてお答えいたします。

篠栗町消防団における分団長は、火災や災害時に各分団員の円滑な活動及び安全を確保するための指示や活動支援を担っております。

平常時には、指示や安全管理を適切に実施できるよう一般団員とは別に訓練や協議を重ねております。

また、訓練や消防団行事の前には、計画の策定や事前準備を行うなど、団員活動の下支えが主な役割となっております。

そのため現状では、分団長は消火活動や災害対応への経験を重ねた者がその役職に就くことが慣例となっております。

女性消防隊は、現在、防火・防災の啓発活動や救急救命講習などに特化した活動を行っており、機能別消防団としての性格が濃いものとなっております。

それに対し、各班においては、災害時における活動を主としており、女性消防隊の活動内容とは異なる部分も多くありますので、現在のような運用となっております。

篠栗町消防団における主要会議とは、年に5回程度、主な行事の前に開催する消防団役員会となります。現在は、コロナ禍のため、開催回数は少なくなっていますが、班長以上の団員が参加し、消防団行事の内容や方針について協議を行い、詳細を決定するもので、その会議には女性消防隊長も毎回参加し、意見交換も行われております。

④の「各行政区への女性消防隊の紐づけがされていないがどのような連携になっているか」についてでございますが、女性消防隊は、先ほども述べましたとおり、

防火・防災に対する啓発活動や広報活動、講習会の実施など、全町的な活動を実施しているため、特定の行政区に所属しておりません。

しかしながら、令和2年度から実施している防災士資格取得補助金制度は、各行政区の自主防災組織で中心的に活動する防災士を増やし、各行政区自主防災力の強化を目的とするものでありまして、女性消防隊員の中にもこの制度を活用して、防災士の資格を取得する方が増えており、今後各行政区において、女性の防災士が活躍される日も近いと思っているところでございます。

最後に⑤の「防災塾「サバイバル系女子育成講座」の受講者のフォローを行っているか」についてでございますが、この講座は、令和元年度に福岡県の女性による元気な地域づくり応援講座事業「元気塾」として、女性を対象とした災害時の避難生活やサバイバル方法の講座を、全4回に分けて実施されたものでございます。

福岡県の補助を受け実施された事業で、消防団の活動とは別に、女性消防隊の有志の方々が独自の実行委員会を組織され、活動したものでございます。

受講者へのフォローは、この実行委員会が予定してあったとのことですが、現在、コロナ禍により実施が困難な状況で、見合せている状況であると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が行われました。

再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 消防団への女性起用の門戸は広く開かれているということで、安心いたしました。

女性消防隊の受入れを進めるため、また性別にかかわらず、成り手不足を解消するためにも、ハード面、ソフト面の改善が段階的に必要になると思います。

そこで、消防団の充実強化や活性化についての具体的な方策等をアドバイスするという消防庁の消防団等充実強化アドバイザー派遣制度の活用のお考えはありますか。

北九州には、女性消防団員のアドバイザーもおられますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明広） 品川議員が今おっしゃられました消防団等充実強化アドバイザー派遣制度は、消防庁が行っている事業でございますけれども、具体的には消防団への加入促進ですとか、消防団の充実強化及び活性化、その他消防団を中核

とした地域防災力の充実強化に対する助言及び情報提供等を、全国に今28名の方がアドバイザーとして委嘱を受けていらっしゃるけれども、その方々を派遣して、問題解決を図るという事業でございます。

都道府県を經由してですね、消防庁に申込みのような制度でございまして、この要綱を確認いたしますと、原則2年続けては派遣を受けられないといったことですか、そういった縛りもございますので、篠栗町消防団がですね、自らやはり充実強化等活性化のために、また課題解決のためにアドバイザーの派遣が不可欠だということを、団長のほうからも要請がございましたら、町といたしましても積極的にこういった制度を活用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（品川 静） では、次に近年ですね、やっぱり災害級の大雨も多く、各地域での防災対策というのが急がれると思います。

私の行政区の方でも、組長会議で何度か防災会議をという課題が上がっているのですが、実現できない状態が続いております。

行政区での催物ができない今、各地域で防災について取り組めるときではないかと思っております。

災害のときの各地域での課題やニーズは様々ですし、公民館の避難所は、長引く避難生活を視野に入れる必要もあり、運営などに女性の視点を生かしたマニュアル作成や直接住民への防災啓発に取りかかっていたきたいのですが、その後押しをしていただけないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明広） 先ほど議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、令和2年度から町では、防災士資格取得に係る補助金交付事業を行っております。初年度の令和2年度につきましては、26名の方が資格を取得され町の補助金の交付を受けてありますので、男性の方がそのうち25名で女性の方も1名いらっしゃいました。

令和3年度につきましては、7月30日での申込みを締め切っておりますけれども、16名の方がお申込みされまして、男性の方が14人、女性の方が2人いらっしゃいます。

この申込みの要件には、各行政区の区長さんの推薦がいるということになっております。

資格取得後に地域でその防災士としての知識を活用して活動していただくということが、その補助金の交付要件となっておりますので、品川議員がおっしゃられましたように、地域にいらっしゃる防災士の方、男性、女性含めたところでですね、そういった取り組みをしていただくのはもちろんですが、女性の視点が必要な避難所の運営ということになってくれば、当然その女性の防災士の資格をお持ちの方々、女性消防隊もそういったところで情報提供できる部分があると思いますので、そういった要望にも応えられるような体制を、今後、つくってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたけど、はい、どうぞ、再質問。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

では、防災塾は消防団とは別の活動であったということでしたが、女性消防隊の皆さんが主体的に活動した成果が大きかったと思います。

その塾での防災の経験や知識を共有された受講生の皆さんは、防災士のみならず、地域の防災力向上のためにも大事な人材だと考えます。

今後、町の防災活動に何らかの形で関わっていただけるよう行政からも働きかけていただけたらと思います。

さらなる女性消防隊の活動を基に、性別にかかわらず、誰でも様々な分野で個性と能力が発揮できるまちづくりの推進をあわせてお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 4 番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 6 番、公明党の田辺です。

今回は、電子図書館の導入について質問いたします。

余談であります。今回、一般質問、議席番号順に並んで、こんなのは初めてで、傍聴に来られた方は、番号順じゃなく、我々は通告書を、くじで引いて、もう何か珍しいなと思ってですね。こういう場で質問されることを幸せだと思っております。

では、本題に入ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの文化活動や学校教育に大きな影響を与えております。特に、「緊急事態宣言」期間においては、全国の公共図書館では、臨時休館が余儀なくされました。

昨年春の第 1 回緊急事態宣言において、休館している図書館数は全国で 9 割を超えました。篠栗町でも、現在も続く 4 回目の「緊急事態宣言」で図書館は今でも休

館中です。

このような中で注目されたのが、24時間いつでも、どこからでも、電子書籍が借りられる電子図書館サービスです。

各図書館は休館中、郵送貸出、宅配のほか、電話やメールでの問い合わせ対応といった非来館型のサービスを行い、地域の文化活動を支える機能を維持すべく工夫を重ねました。

しかし、非来館型サービスでは、電子図書館に勝るものはありません。電子図書館の利用が注目されたこともあって、これまで導入していなかった公共図書館でも導入が進んでおります。

電子出版制作・流通協議会の調査によると、今年7月1日現在の電子図書館の数は全国で234館となり、この1年で124館が増えました。一昨年度の導入館が8館にすぎなかったことを考えると、その急増ぶりがよくわかります。

福岡県では、13の自治体が導入。糟屋郡では、宇美町が昨年12月から、福岡市も今年3月に電子図書館をオープンさせました。

コロナ禍で外出自粛が求められる中、インターネット上で気軽に借りて読める電子書籍のメリットに人々が気づいて要望が高まったほか、政府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が出ることも大きな後押しとなっております。

日本の公共図書館は、米国に比較して電子図書館の導入が遅れてきました。米国では10年前に、ほぼ9割の公共図書館が導入し、有効活用されております。

一昨年には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定されましたが、利用しやすいメディアとして、電子図書館は有効と考えられます。

また、学校図書館においても「GIGAスクール構想」で、篠栗町でも小中学校には、児童生徒1人1台の端末と高速大容量のインターネットが整備されており、デジタル教科書の取扱いも見直され、この4月から全面的な利用が可能となっており、電子書籍の利用になじみやすいと考えられます。

これらのことを踏まえて、次の質問を行います。

- ①ここ数年間の図書利用状況の推移はどうなっているのか。
- ②書籍などの図書館利用のコロナ対策はどう行われているのか。
- ③電子図書を利用する場合、現状のシステムとの連携は可能かどうか。
- ④視覚障がい者等の読書環境はどうなっているのか。
- ⑤学校図書館における電子書籍の利用は可能かどうか。

以上の答弁をよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 答弁をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 社会教育課、藤でございます。

ただいまの田辺議員の「電子図書館の導入を」についてのご質問を順次お答えいたします。

まず、①番目の「数年間の図書館利用状況」につきましては、直近の3年間の利用者の人数では、平成30年度は4万4,504名、令和元年度は3万8,522名、令和2年度は3万653名となっております。

年々減少しておりますが、主な原因といたしましては、コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休館などが考えられます。

次に、②「書籍などの図書館利用コロナ対策」についてお答えいたします。

現在は、返却された書籍などを消毒するなどの感染対策を行っております。

また、利用人数を制限するために、座席の使用制限及び視聴覚ブースなどの利用中止、図書館での滞在時間を宣言の度合いに応じて、1時間又は30分に短縮しております。

なお、学習室におきましては密を避けるために使用禁止とし、福岡コロナ特別警報、緊急事態宣言発令中は原則として、臨時休館としております。

続きまして、③番目の「現状システムとの連携は」についてお答えいたします。

現状のシステムにつきましては、蔵書検索機能及びインターネット予約は可能ですが、資料の貸出しにつきましては、図書館利用カードの交付を受け、図書館に来館しての手続きとなっております。

なお、貸出しの延長につきましては、システム上可能です。

現在発行している図書館利用カードにつきましては、個別に番号を登録しております。電子図書館を導入した場合に、現在の図書館システムとの連携ができるか、また、この図書館利用カードの番号がそのまま利用できるかなどは、今後、導入する場合、電子図書館を取り扱っている事業者に手続きを含めまして個別に確認いたします。

④番目の「視覚障がい者等の読書環境」についてお答えいたします。

現在、「広報ささぐり」と「議会だより」につきましては、図書館ボランティアの方で朗読したCDを作成しまして、図書館で貸出を行っております。

また、町内在住で希望される方につきましては、この朗読CDをご自宅に郵送す

る取り組みも行っております。

このほかにも、視覚障がい者等の方の読書環境の整備につきましては、さらなる取り組みを検討してまいります。

また、電子図書館の導入につきましても、近隣市町村の状況を注視しまして、今後の導入につきましては、調査、検討してまいります。

⑤番目の「学校図書館における電子書籍の利用は可能か」につきましてのご質問につきましては、学校教育課長のほうからお答えいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 田辺議員の五つ目のご質問「学校図書館における電子書籍の利用は可能か」というご質問につきまして、お答えをいたします。

小中学校では、今年の3月までに、1人1台パソコンの配備、校内通信ネットワークの整備が完了し、現在、各校において、授業やその他の活動でパソコンの利活用に取り組んでいるところでございます。

学校での1人1台パソコンの活用は始まりましたが、電子図書館システムの導入を行ったわけではございませんので、電子書籍が利用できる状況ではございません。

電子書籍の導入は、コロナ禍においても図書館内の密を避ける意味でも、また、限られた書架スペースを有効に活用する意味でも、あるいは、子どもたちの情報リテラシー向上の観点からも意義はあるのではないかと思います。

しかしながら、公立図書館に小中学生向けの電子書籍が整備されれば、児童生徒もこれを利用できるはできると思われまして、やはり学校では、現物の本を手にとることが重要だと思っておりますので、これにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

田辺議員、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） まず初めに、1番目の図書館利用状況ですが、一昨年からの減少はコロナの影響が主な要因と考えておりましたが、その前の平成30年度と令和元年度の利用数もかなり減少しております。利用しやすい図書館利用方法として、いつでも、どこでも利用できる電子図書館は有効だと思っております。

電子図書は、年配者は利用しにくいと一般的に言われていますが、実際には、使用者の年齢層を調査すると、高齢者の利用が増大しているそうですが、篠栗町の利



用者は、年齢層別に把握しているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 図書館の利用につきましては、年代別に利用者を集計しております。

令和2年度におきましては、60歳以上の利用者の方が最も多く、次に40歳代、また50歳代の利用と続いています。

なお、そのほかにも、行政区別とか、利用時間帯別、あと曜日別、資料別など、いろんな分野に関して利用者の状況を集計して把握しております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 私の前のご年配の方もスマホなど積極的に活用されていますので、導入したとしてもハードルは思ったよりも高くないと思われそうですし、電子図書だと文字を拡大も可能なので利便性が高まると思いますのでよろしく願います。

次に、2番目の図書館利用のコロナ対策ですが、現在、デルタ株が猛威を振るっており、エアロゾルや飛沫が主な要因だったコロナウイルス感染が接触感染で拡大しているとも言われております。

図書館によっては、本を専用の除菌機に入れ、30秒消毒してから返却するところも増えております。

そのような対策をとられることは考えておられますか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 今の消毒につきましてはですけども、現在、職員の方で強めの80%のアルコール消毒を手作業で行っております。

いろいろ調べますと、今、市販のほうで書籍洗浄機であったりとか、本を消毒する機械がいろいろ出ているみたいなので、今後ちょっと導入につきましては検討いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） その作業だけでも大変だと思いますので、感染予防のためにも、除菌機等の導入の検討をよろしく願います。

3番目の現状システムの連携ですが、電子図書館を導入した場合、混乱を招かないようによろしく願います。

4番目の視覚障がい者等の読書環境についてですが、文部科学省と厚生労働省は、読書バリアフリー法の積極的な推進を進めております。

感動のパラリンピックの放送が終わり、そのままテレビを見ておりましたら、7歳のとき不発弾の爆発によって、両目の視力と両手を失った藤野高明さんという方の番組が放映されておりました。見られた方もおられると思いますが、13年間学校に行けず、心も荒れていたのですが、20歳のとき1人の看護婦さんが読んでくれた北条民雄の「いのちの初夜」という本で、視力も手の指もなくしたハンセン病患者が唇や舌先を使って点字を読むの知り、自分も同じように挑戦し、通信教育で大学を卒業し、教員資格を取り、盲学校の教師を30年間勤められたという内容でございました。

「一冊の本が人生を変えることもある」その意味でも、読書バリアフリー法の推進はぜひとも必要ではないでしょうか。

電子図書を導入した場合、読み上げ機能などもあるので、視覚障がい者の方が読書を楽しむためにも導入の検討が必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 視覚障がい者の方の読書を楽しむための導入の検討につきましてですけど、今後、電子図書を導入する場合は、読み上げ機能などありましたら当然導入することを検討します。

また、そのほかにも今先ほど答弁しました取り組みのほかには、朗読CDとか、朗読カセット、点字図書、それと活字が大きめに印字されてある大活字本などの資料が今あります。

また、今後どのような要望があるか、今後何かをしなければいけないなどの場合と、改めて今後調査検討いたしまして、繰り返しになりますが、先ほどの障がい者の方の読書環境の整備につきましては、今後調査検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 去年ですね、広報ささぐりが新しくなってからは、今まで従来どおりの図書館コーナーがなくなり、新刊案内と、後ろの方の14面に子ども子育てコーナーに図書館イベントとして、細かく掲載されておりましたが、7月号の表紙には、先ほど答弁された朗読ボランティアの方々の写真が、そしてその中の記事には、その内容が掲載され、太郎良教育長も参加されているのが書いてありました。ありがとうございます。

レイアウトなどの事情もありますので、ホームページなどを利用して、パソコンの現在無料で提供されている青空文庫などの利用で、電子書籍になじんでもらう記

事の掲載など、様々な方法で気軽に利用できる電子図書利用の推進の工夫をすることは可能でしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 電子図書の推進につきましては、様々な、いろんな情報が、今、ホームページとかであるみたいですので、今後、図書館のページ等とか、広報・ホームページなどに掲載できるかどうか、また検討して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今ありましたように、広報やホームページに関しては、まちづくり課長、よろしくお願いします。

それでは、学校教育課長にお聞きします。

5番目の学校の図書館についてですが、今年の3月に文部科学省が出した「電子図書館及び電子書籍を活用した子ども読書活動推進に関する実態調査」というものがあります。

篠栗町でもその調査はされたのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 電子図書館及び電子書籍を活用した子どもの読書活動推進に関する実態調査を篠栗町でも行ったか、というようなご質問だと思いますけども、当該調査は、文部科学省が全国の自治体に対して調査を行っているものでして、篠栗町におきましても、町立図書館及び学校図書館について、電子書籍等の導入は行っていない旨の回答を、図書館の所管である社会教育課から回答いたしております。

当該調査の結果では、学校図書館に電子書籍を導入している市町村というのは、非常に極めて少のうございまして、そういう状況でございますけども、今般このように、全国の小中学校、高等学校、特別支援学校にパソコンが導入されておりますので、この調査結果が今後変わっていくと思いますので、こういったものを踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） ありがとうございます。

その中で書いてある実態調査では、アンケート結果によると全ての又は一部の公

共学校に電子書籍を導入している自治体は約2%、おっしゃったように少ないですね。また、1割近くの自治体において、公共学校での電子図書館の導入を1割が検討しているとあります。今後のこの実態調査なども参考にして検討をよろしく願いたいと思います。

最後ですけれども、9月1日には、デジタル庁が発足し、いよいよ本格的に電子化の流れが加速していくのではないかと考えております。

早期の電子図書館の導入も望むところでありますが、制度的にもまだまだ整っていないことも多いと感じられます。

今は音楽を聞くにしても、サブスクが主流となっております。

書籍を見ていくことも、学校では、1人1台のパソコンを個人においても、スマホやタブレットを利用していく流れは大きくなっていくと思いますので、導入も含めて、様々、図書館のあり方を検討していただくことを要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 次に移ります。

5番、松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

町有林売却についてお尋ねします。

本年度第2回定例会において、町有林売却可能性の報告を受けました。

対象物件は、日田市上津江町（旧大分県上津江村）にある約84ヘクタールの町有林で、平成15年1月の臨時会で購入議案が賛成多数で可決され、約8,700万円で契約、購入された山林であります。

---

筑後川流域からの取水の恩恵に対して、我が町が水源涵養地として購入したものであるとの大義名分でございますが、「我が町が購入をしなくても山林が消えて無くなるわけでもない。雑木林を手入れするための苗木の寄附と、その植樹のボランティアだけでも、我が町の水源涵養施策の姿勢は内外に高く評価されたのではないかと、議員になりたての私は腑に落ちず一般質問で質した経緯があります。

筑後川流域からの取水の恩恵に対して、そうした大義名分を掲げて購入したわけでございますが、14年度から実施されたボランティア植樹及び当時の維持管理費は5,130万円、そのうち1,300万円の補助を受け、3,830万円の町費が投入されました。

莫大な購入費はさることながら、延々と続く維持管理費に自主財源確保を最大の課題とする行政改革のさなか、町民の汗が滲んだ血税を町外に充て続けることを危惧し、平成20年6月定例会の一般質問において、山林の処分を質しましたが、「経済情勢その他の状況から購入より手を挙げてもらえる外部の環境にない」との答弁でありました。

それから13年、やっと山が動き出しました。

常々、住民から上津江村について問われておりますので、この機会に、これまでの主たる経緯と、要した全ての経費をお示しいただきたい。

なお、今日に至ったことに対する町長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、松田議員から「町有林売却について」のご質問をお受けいたしました。

先ほどの横山議員のご質問の際にも申し上げましたが、本件につきましては、議員ご質問の冒頭にもありましたとおり、令和3年第2回定例会において、売却手続きを進めたい旨のお話をしておりましたので、補正予算の事前審査とならない範囲で答弁するものでございます。

ご質問は、大分県日田市上津江町に篠栗町が所有しております町有林の売却についての件でございます。

ご質問の中の、これまでの経緯と要した支出総額につきましては、産業観光課長から答弁をいたしまして、最後に、私へのご質問に対して答弁を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○産業観光課長（松熊 大） 大分県日田市上津江町にあります町有林について、売却の可能性について打診を受けていることにつきましては、先の第2回定例会におきまして、議員の皆様にご報告いたしました。

この町有林は、平成14年度に大分県上津江村、現在は日田市の民有林83.7ヘクタールを約8,700万円で購入したものでございます。

水源町でもある本町は、当時から水源涵養の重要性に理解を示し、福岡地区水道企業団が取水している筑後川の源流域において、台風などによる荒廃後、整備が進まない箇所を含む当該地を購入、豊かな水資源の供給源として未来へ引き継ぐため、森林土壌機能の育成を目的としたものでございます。

購入後、平成14年度から3か年間は、水源涵養林としての機能の充実を図り、また、森林の大切さを再認識する機会として、大勢のボランティアにご協力いただ

き、荒廃した山林約14ヘクタールに、ケヤキ、ヤマザクラなどの広葉樹を植樹いたしました。

ご質問にあります現在までに要した経費としましては、購入費約8,700万円のほか、ボランティア植樹に係る費用が約3,600万円、植樹後は広葉樹の生育に必要な下草刈り、間伐等の作業を実施、これまでの森林整備費用は約3,700万円で、購入から19年目にあたり、これまでに約1億6,000万円が経費としてかかっておりますが、このうち地域活性化事業債による地方財政措置の対象事業として、普通交付税に算入されたほか、補助金約2,260万円を受入れております。

この間、地元の林業事業者へ委託して、適切に管理運営を行ってきたところでございます。

また、町職員が年に数回、現地に赴き山林の状況を確認してまいりました。

今日に至るまでの整備により、現在、水資源の保護のため、山林の荒廃を防ぎ、健全な森林土壌の育成に努めるといふ、初期の目的を果たしているといえます。

○議長（阿部 寛治） はい、引き続き、町長。

○町長（三浦 正） 最後の部分は、私へのご質問でございましたので、私からお答えいたします。

私も就任当初から10年余り、年に一度は現地に足を運び確認をしてまいりました。植樹した一帯の樹木も順調に生育し、スギ、ヒノキの人工林帯も含め適正な維持管理がなされておりますので、最近では林業係が現地に赴き撮影した写真にて状況を確認しているところでございます。

日田市から約1時間かけて現地に入らなければならない箇所でございますので、林業係が現地を確認するについても一日がかりでございます。ぜひ、行かれていらっしゃる議員の皆様には、一度ごらんいただきたいと思っておりますのでご案内申し上げます。私も参りましょう。

さて、先日のような、近年頻発する豪雨によって土砂災害などが発生すると、本町から100キロ離れた場所での復旧工事や周囲に与える影響の把握等が必要になり、町の相当な負担も想定しておかなければならないというのが現状でございます。

過去の議会で回答申し上げたこともありますように、譲渡や寄附を検討したこともございますが、交渉できる譲渡先が見つからず今日に至りました。

今回、購入意思のある事業所から問合せを受けていることから、前向きに進めたいと考えているところでございます。

将来にわたる永続的な支出を見直し、町が一貫して取り組んでまいりました上津江山林への水源涵養への取り組みを継承いただける事業所等に引き継ぐ時期が来たのではないかと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問がございませうか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 産業観光課長にお尋ねします。

購入からこれまでに総額約1億6,000万円の経費だとのことですね。購入費約8,700万円、森林整備費約3,700万円、補助金2,200万ですか。この残りは、地域活性化事業債による地方財政措置の対象事業として、普通交付税に算入されているということですが、この金額はわかりますか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 地域活性化事業債による地方交付税措置は、平成14年度の購入時に地域活性化事業債としまして、おおよそ2,000万円の交付税措置を受入れているものと見込まれます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長どうぞ。

○町長（三浦 正） 私から申し上げますが、先ほども通告に従った内容につきまして、私ども答弁することは可能でございますけれども、事前審査にも関わることも予想されることとございますので、歳出については、控えさせていただきたいということと申しておりますので、再質問については、ご答弁を控えたいと思っておりますので、何とぞお計らいいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（松田 國守） 同じく、産業観光課長にお尋ねします。

この答弁書にありますように、このところ豪雨による土砂災害が連日報道されておりますが、この周囲に与える影響を危惧されているようで、町職員が年に数回、現地に赴き山林の状況を確認してきたこととございますが、現状ではその要するに、土砂災害とか、そういう心配は今のところありませんか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 度々申し上げますが、その辺のやり取りにつきましては、補正予算の審議の際に特別委員会の場でやり取りさせていただければありがたいな

とっておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 110万円の調査費が補正で上がっていますので、そのときにどうぞ。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 購入したのがですね、19年前でございます。

約84ヘクタールのうち約14ヘクタールが荒廃した山林でございます。当時としてはですね、かなり高額であったのではないかというふうに思うわけでございますが、そうした山林であります、売却にあたりましてはですね、好条件での売却を期待して質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） あと、荒牧議員1名になっておりますけど、この一般質問を受けると、多分お昼休みに入るだろうという可能性を秘めていますので、そのときはまた引き続き、議員さんと執行部側に許可を得てしますから、最後の1人として、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

コロナ禍でありますし、時間も押しているので可及的速やかにやりたいと思います。

町民の命を守るささぐりづくり実現をとということで、6月の定例議会において「町民の命を守るささぐりづくり」条例が制定されました。

この条例は当初「子どもの命を守る」という趣旨で執行部に提案されましたが、審査の休憩中にある議員から「守るべきは子どもの命だけじゃないよね」と持ちかけられ「当然、高齢者・障がい者・独居者・妊婦とその赤ちゃんまで町民全員を守るべき」が共通認識でした。

私は、その後の協議で痛ましい餓死事件がマスコミ等で大きく取り扱われたことに反応するような条例ではなく、我が町はもっと大所高所からとらえ、町民全体を救える条例にしていだきたいとお願いしましたところ、現在の形となっております。

そのときに、条例で微に入り細に入り制定すると、現状に即して、都度都度、条例変更の議決が必要となるので、細部は規則・規定で制定していただきたいとお願いしておりました。

先日、この条例のパンフレットが全戸配布されましたが、読まれた町民の方々から「お題目のみで中身がない」「マスコミ批判対策のアピールですか」「なぜこの条例だけが配布なのか」「税金の無駄遣いではないのですか」などの厳しい意見が



聞かれました。

この条例は、基本理念であり、お願いしておりましたように、実効的な規則・規定とセットで町民の皆さんにお示しして、初めてこの条例が効力を持つわけですが、現在の各課の進捗状況とどのような運びを目論んでいらっしゃるのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の「町民の命を守るささぐりづくりの実現を」のご質問にお答えいたします。

このご質問は、大変重要なテーマでございますので、令和3年第1回定例会から少し振り返りながらご説明いたします。先に発行されました議会だよりNo.208号にも記載されております、条例制定までの経緯報告と重なるわけでございますが、多少お時間をいただきたいと思います。ご容赦いただきたいと思います。

この条例は「町民の命を守るささぐりづくり」に関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、推進するうえで重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、篠栗町に関わる全ての人々が主体となって協働して「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すものでございます。

3月4日の令和3年第1回定例会の開会日の全員協議会において、令和2年4月18日に発生した5歳児衰弱死事件について報告し、「何かできたらいいのではないか」「何もしなくていいのか」との私の思い、議員の皆様からのご意見を踏まえて、3月16日の議会最終日の閉会挨拶のなかで、「若い命を守る篠栗方式を議会とともに作りましょう」と呼びかけました。

議会におかれましては、早速、4月7日に全員協議会を開催していただき、議員の皆様のご意見を取りまとめていただいたうえで、4月9日、執行部が開催をお願いしました議会全員協議会において、条例制定に向けた基本的な考え方、スケジュールを協議いただきましたが、その会議の中で「若い命だけではなく、町民全体の命を守るものにすべき」とのご意見をいただきました。併せて、同日議会からの意見書を提出いただきました。

4月26日、再度全員協議会を開催いたしました。執行部から提出した条例案をもとに協議をいただき、ご協議いただいた内容でパブリックコメント公開の方針を示しました。

○議長（阿部 寛治） 昼休みに入りましたけど、このまま続きます。

よろしくご協力を。

どうぞ。

○町長（三浦 正）　そして、4月30日から5月21日までパブリックコメント公開をした後、令和3年議会第2回定例会において議案として上程し、篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例審査特別委員会においてご審議いただき、6月18日に全員賛成にて条例が成立し、同日施行いたしました。

議会広報にも明記してありますとおり「この条例は、篠栗町に関わる全ての人が、人と人とのつながりを通して、かけがえのない個人として尊重される篠栗町の社会づくりをすることを目指すもので、篠栗町の根幹をなす重要な条例の一つである」と位置づけられています。

「条例の内容自体は、既存の団体・個人の役割と責務を規定する「理念」が謳われたものだが、大切なのは、この条例を実効性あるものにするために、これから定められる規則・要綱で、既存の団体・機関・個人の横の繋がりを再構築し、その理念をどれほど具体化させるかである。規則・要綱の制定は議会の権限から外れるが、議会としては町のチェック機関として、その内容に関する報告を求めたい」と結んであります。

こうした議会としての大きな方針のもとに、今回の議員のご質問がなされたと理解しております。

執行部といたしましては、この条例のリーフレットを私と議長の連名で鏡を付け、全戸配布いたしました。それについて読まれた町民の方々からネガティブな感想を寄せられたとのご質問の中にございました。

当然、議会とともにつくった条例でございますので、間違った認識をいただいている町民のご意見につきましては、議員ご自身で直ぐに訂正していただいたことと思っております。

その後の各課での進捗等につきましては、ご質問の趣旨、議会広報の記載にのチェック機関としての役割と認識しておりますので、こうしたもろもろの点を踏まえまして、答弁いたします。

繰り返しになりますがこの条例は、篠栗町の人を大切にす思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく、住民、議会はじめ、篠栗町に関わる全ての人々が協働して取り組む基本理念と基本原則を明記し、篠栗町に関わるみんなが主体となって、町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指すものであります。

この条例の趣旨を最大限に尊重して取り組みを進めるとともに、町の他の条例、

規則、計画等の制定改廃等をする場合においては、本条例との整合性を図るものとしていたしております。

町では、これらのこれからの篠栗町の目指す将来像を示し、行政だけではなく、住民・事業者・各種団体など、多様な主体が取り組む、まちづくり活動の指針となる篠栗町総合計画を策定しており、その計画を実現するために、条例、規則等に基づき、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障がい者計画、男女共同参画計画、ささぐり健康プラン、自殺対策行動計画、ささぐりこどもいきいきプラン、篠栗町教育大綱など、多くの個別計画等を策定しております。

「町民の命を守る」ということでは、それぞれの町民の立場や環境においても、取り組みの方法やアプローチの仕方が多種多様であるため、一概に細部について新たに例規等で定めることは困難でありますし、現実的ではないと考えます。

条例に謳っているとおり「町民の命を守るささぐりづくり」に関しては、この条例の趣旨を最大限に尊重して進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例との整合性を図るものでありますから、すでに策定している例規や個別計画等の実効性、即応性を高め、また連携させて「孤立化」を防ぎ、町民の命を守るささぐりづくりを進めてまいります。

また、各課の進捗状況について申し上げますと、総務課では、条例のリーフレットを作成し、町内の全世帯と事業所に配布を行いました。

通常、配布物は、広報紙と一緒に配布を行うことが多いですが、「孤立化」を防止することが大きな目的の一つであることから、自治会に加入していない世帯や事業所に届くよう、全戸配布の取り組みといたしました。

区長会をはじめ、青少年健全育成推進本部など、各団体の会議においても条例の説明をしておりますが、その趣旨をご理解いただけるよう、今後も継続的に取り組みを進めてまいります。

また、職員には内容を十分理解してもらうよう周知を行い、職員研修においても従来の人権研修の枠にとらわれない様々なテーマの研修を企画しているところでございます。

こども育成課においては、要支援児童、要保護児童やその家庭へ支援を行う子ども家庭総合支援拠点の運営を充実強化するために、公認心理士、社会福祉士を増員しております。

子育て世帯の負担軽減や保護者の一時的な休息時間及び子どもたちが安全に過ごせる居場所を確保するために、日曜日児童館開館事業を7月から開始しております。

学校教育課においては、学習支援員の配置やスクールカウンセラーの活動充実を行っております。

福祉課においては、地域で心配されている障がい者や高齢者について、医療機関や福祉施設、民生委員などの関係機関と連携し、問題の早期解決に取り組んでおり、すでに障がい者や高齢者の緊急時の安全確保に利用可能なショートステイ事業を行っておりますが、糟屋中南部6町で障がい種別ごとにきめ細かな対応可能なショートステイ事業の整備を進めているところでございます。

リーフレット配布後、すでに通報、相談等の事例もあり、関係機関と連絡、協議等を行いながら対応を進めております。

「町民の命を守るささぐりづくり」を進めていくために、住民、活動団体、事業者、そして議会と私たち行政がその役割と責務をしっかりと認識し、協働して行わなければなりません。

篠栗町の大事な社会づくりでございますので、議員の皆様におかれましても、どうか積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、これで最後の荒牧議員の一般質問が終わりましたので、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午後0時25分

令和3年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月17日(採決)

令和3年 第3回 定例会 会議録

日時 令和3年9月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

〔令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、専決処分がなされたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和3年8月11日からの大雨で発生した災害の復旧のため、一般会計予算を5,640万9,000円追加補正するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億4,141万1,000円とするものであります。

地方債補正では、災害復旧事業債において、起債の限度額2,480万円を追加されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第50号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第50号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、実施区域で変更となる町名等について改正を行うものであります。

この条例については、令和3年11月6日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。



ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第51号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことにより、情報提供と記録の訂正の実施に関する通知先を変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第52号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地

所在地 篠栗町彩り台346番14

面積 5,459.64平方メートル

売却額 2億6,097万792円

売却の相手方 福岡市東区箱崎2丁目47番8号

松原食品株式会社

代表取締役 奈良原 一

に売却するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会の審査の中で「売買契約書に暴力団排除条例の記載がないがよいのか」との質問がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

反対討論からですね。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本案の財産処分に関する議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を、松原食品株式会社に売却するための契約の承認を求められたものでございます。

しかし、この契約は、この先10年間は効力を発揮するものであるにも関わらず、反社会勢力に関する条文が欠如しております。

そのことを指摘したところ、別途に、暴力団事務所として使用しない旨の誓約書を取り交わしているとの説明を受け、所管の委員会では賛成しておりましたが、後日、専門家の意見を伺うと、この誓約書内容では不十分であり、しかも、誓約書の相手が篠栗町ではなく、1民間企業に対しての誓約書である、と指摘されました。

したがって、この契約を適正な内容に修正されることを求め、この議案に反対いたします。

なお、産業団地開発において、土地の処分を行った件数は、今回を含め6件ございますが、残りの5件についても、今回同様、反社会勢力に関する条文が欠如していたことを申し上げ、反対討論を終えたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございますか。

松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第52号「財産の処分について」

本件については、契約書特約に暴力団排除条例の記載がないとのことであるが、本来、暴力団排除条例は、福岡県の条例であり、記載がなくても有効である。

また、本件は、契約の重要事項説明時、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6章、第19条「不動産の譲渡等をしようとする者等の責務」並びに第20条「不動産の譲渡等の代理する者の責務」の説明が、仲介業者よりなされている。

そのときの誓約書にも、買主である松原食品株式会社の社印もあり、また、仲介業者であるシービーアールイー株式会社の確認印もある。

不動産取引上何ら問題のない売買契約書であるため、本案に賛成いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号「令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第53号「令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額151億9,092万937円、歳出総額145億5,891万1,362円、歳入歳出差引額6億3,200万9,575円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額86万6,000円、実質収支額6億3,114万3,575円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり、認定されました。

日程第6、議案第54号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第54号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額27億5,702万1,070円、歳出総額27億7,409万2,552円、歳入歳出差引額マイナス1,707万1,482円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1,707万1,482円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7、議案第55号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 5 5 号「令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 4 億 1, 9 4 6 万 3, 6 1 4 円、歳出総額 4 億 1, 7 8 6 万 2, 6 0 1 円、歳入歳出差引額 1 6 0 万 1, 0 1 3 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1 6 0 万 1, 0 1 3 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 5 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 8、議案第 5 6 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第56号「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額27億2,155万8,858円、歳出総額27億1,284万6,295円、歳入歳出差引額871万2,563円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第57号「令和2年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第57号「令和2年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度篠栗町水道

事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和2年度篠栗町水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額5億7,869万9,135円、収益的支出額5億1,076万4,182円、資本的収入額1億7,070万円、資本的支出額3億812万8,815円であります。

全員出席の決算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第10、議案第58号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第58号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計



決算書について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額 9 億 8, 638 万 2, 077 円、収益的支出額 9 億 7, 427 万 6, 228 円、資本的収入額 4 億 7, 787 万 3, 600 円、資本的支出額 6 億 5, 662 万 3, 300 円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 11、議案第 59 号「令和 3 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 59 号「令和 3 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 3 億 9, 253 万 2, 000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 3, 394 万 3, 000 円とするものであります。

主な歳出では、

総務費において 1, 628 万 8, 000 円の増。

民生費において 564 万 5, 000 円の減。

衛生費において5,891万8,000円の増。

農林水産業費において1,297万7,000円の増。

商工費において250万円の減。

土木費において1,814万4,000円の増。

教育費において617万6,000円の増を補正するものです。

主な歳入では、

地方特例交付金394万7,000円の増。

地方交付税1億2,217万7,000円の減。

国庫支出金4,016万3,000円の増。

県支出金1,419万4,000円の増。

繰入金1億円の減。

繰越金4億8,114万3,000円の増。

諸収入3,500万円の増。

町債3,757万7,000円の増を補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて、審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論。

○議員（藤木 高裕） 議席番号2番、藤木高裕です。

議案第59号「篠栗町一般会計補正予算」に反対討論を行います。

横山議員の一般質問の中で町長は、「旧上津江の答弁は補正予算特別委員会で行う」と議場で言われ、そして横山議員は、一般質問の通告書をしっかり出していたにもかかわらず、事前審査にも当たるから、と質問を一度引きました。

しかし、そうして行われた補正予算特別委員会、そこでは、町長は、横山議員の一般質問の質疑に答えることもそこそこに委員長に判断を委ねて、話を打ち切られ

た。議事録にもそれはしっかりと残っております。このような強引なやり方が行われてよいのでしょうか。

民主主義の役割は、議論を深めることにあります。

時に立ちどまり、一步引いていく、最終的には、過半数で決定していくかもしれませんが、深く議論することこそが、最も大切であると考えております。

その議員の権利をないがしろにする、このようなやり方は到底認められません。

よって、私は今回の補正予算に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

はい、1番、岩下議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下でございます。

よろしく願いいたします。

私は、議案第59号「令和3年度一般会計補正予算（第5号）」について、賛成意見を申し上げます。

私は、新人議員として、昨年12月以来、4回の定例会をはじめ、数回の臨時会に挑みました。この間、議会における議案審議のやり方は、このように進めるのだと、そういうふうに、自分なりに理解して、勉強もしてまいりました。そのことを踏まえて、申し添えます。

ただいまは、予算委員会で執行部の答弁や委員会の進め方についての不満から、本議案に反対する趣旨のご発言がございました。

そうしたご意見は、委員会の進行方法を、議会運営委員会において改善提案をするなど、議員間においての、今後の進め方について議論し、必要であれば執行部に改善を要望するなど行っていけばよいのではないかと考えます。

予算特別委員会の進め方がおかしいから反対だと、そういうのは、各課から提案された令和3年度後半に向けた事業の裏づけとして、補正予算の審議の本質からかけ離れた審議の手法についてのご意見であり、補正予算のどの点に疑問がある、どの点が反対だと全く明確になっておりません。

私は、本補正予算は、令和3年度当初予算を補充し、本定例会以降の執行部において行おうとしている事業を、しっかりと進めるための重要な財源を手当てするものであると理解しております。

執行部が、今後、町民の皆さんのために、引き続き頑張っていただくための重要な補正予算であることから、議案第59号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」に賛成意見として述べさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございますか。

はい、どうぞ、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私は本議案に反対いたしますので、今からその理由を申し上げます。

本案の「令和3年度一般会計補正予算」には、林業総務費の中に、旧上津江村の町有林の土地等の鑑定委託料110万5,000円が計上されておりますが、執行部の今までの説明を聞く限りでは、この町有林を早急に売却する方向で検討されているようですので、そのための鑑定委託料だと思わざるを得ません。

ただ、何の目的で売却するのかの明快な説明がなく、一般質問でも、このことに関する質問を行いました。が、予算委員会で詳細な説明を行うとのことだったため期待しておりました。

しかし残念なことに、売却の目的に関する明確な説明はございませんでした。

委員長から説明の催促があると期待しておりましたが、逆に質問をとめられた次第でございます。

私なりに考え、毎年の維持管理費用が負担になっているのだろうか、と思っておりましたが、担当課から提出された資料を見ると、過去10年間でこの山林の維持管理に要した費用は、補助金や間伐材の売却益を除けば、年に約13万5,000円で、町の財政を圧迫する数字ではございませんでした。

しかも直近の4年間では、年14万9,000円の利益を計上していることから、このことが理由ではないと判断しております。

また、少ない説明の中で「災害時に遠くにある山林であるから対応しづらい」との発言がございましたが、そもそも災害は、基本的に所管する自治体が対応するものではないかと思えますし、山林購入から20年経過しておりますが、その間、災害で我が町が大変な目に遭ったことがあるのか、もしその事実があるのなら、そのことを詳細に説明する必要が執行部にあったのではないかと考えます。

さらに、町長が「買取り先が見つかったから売却したい」との趣旨の発言にも危うさを感じざるを得ません。

いずれにしても、鑑定料については、その背景にある鑑定の必要性に関する詳細な説明がない以上、この補正予算案については反対せざるを得ないことを申し上げ討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、賛成討論はございますか。

ないですね。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第60号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第60号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ320万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,569万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金320万5,000円を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分160万5,000円、前年度繰越金160万円を増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第61号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第61号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,582万3,000円とするものであります。

歳出では、総務費において1,118万円を補正するものです。

歳入では、国庫支出金1,118万円を補正するものであります。

全員賛成の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

- 議会事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」

地方自治法第118条並びに組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名の選挙を求める。

令和3年9月17日提出、篠栗町議会議長 阿部寛治

（提案理由）

令和3年10月24日をもって、任期満了となるため。

以上です。

- 議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申合せにより、議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました。

三浦 正氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました三浦 正氏が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定いたしました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定により、当選の報告をいたします。

ただいま当選されました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の指名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 三浦 正

住所 糟屋郡篠栗町中央四丁目10番24号

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第14、意見書案1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配布しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けします。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りします。

本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

それでは、ここでご報告させていただきます。



長期に亘り、議会議員として地方自治の振興発展に寄与した功績により、糟屋地区議長協議会から松田國守議員、そして私、阿部寛治と村瀬敬太郎議員、今長谷武和議員4名に表彰状及び記念品が贈られております。

この場を借りまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

松田議員、村瀬議員、今長谷議員、前のほうにどうぞ。

表彰状、篠栗町、松田國守殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績を残されました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

○副議長（村瀬 敬太郎） 表彰状、篠栗町、阿部寛治殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

○議長（阿部 寛治） 表彰状、篠栗町、村瀬敬太郎殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

表彰状、篠栗町、今長谷武和殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） 令和3年第3回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会教育長の任命について」の人事案件1件、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」をはじめ条例案2件、「財産の処分について」1件、令和2年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め令和3年度補正予算3件、追加議案の「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」の、上程いたしました14議案について、すべて可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

さて、令和3年第2回定例会において可決いただきました「篠栗町「町民の命を

守るささぐりづくり」条例の制定について」でございますが、6月18日の採決日の閉会挨拶において私は、「今日、これからが新たな篠栗町として踏み出す第一歩です。条例に謳われたそれぞれの役割と責務を日常の中でしっかりと果たしてまいりましょう。住民一人ひとりが、あと一步を踏み出して、周りのみんなと繋がりを持ち、会話を重ねて関係性を深め、必ずや地域に誇れる篠栗町の姿になるよう町民全体で努力してまいりましょう。今後とも議会の皆様におかれましては、こうした思いの実現に向けて、ともに進んでいただきますようお願い申し上げます。」と結びました。

第2回定例会閉会后、7月に条例のリーフレットを全戸配布し、その後開催されました諸会議においては、啓発に努めるとともに、各課におきまして具体的な行動を進めているところでございます。

そうしたなか、今回定例会における一般質問において、荒牧議員から「町民の命を守るささぐりづくりの実現を」というテーマでご質問をいただきました。

ただいま申し上げましたように、令和3年第2回定例会で最重要議案と位置付けていただき、特別委員会を設置され、ご審議の上可決いただいた「篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例について」その後の進捗状況についてのご質問でございました。

答弁については、今後の議会広報や一般質問の録画配信をごらんいただくとして、議員とのやり取りの中で、私は大変重要な課題を再確認いたしました。それは、議会広報第208号に掲載されておりましたように、「議会としては町のチェック機関として内容に関する報告を求めたい」と結んであったということでございます。このことを踏まえたいうえでのご質問であったわけでございますから、今後は、定例会の開会に合わせて、その時点での本条例にかかる執行部としての取り組み状況、住民、各種団体等での活動の進捗状況など、全員協議会等で丁寧にご報告してまいることをお約束いたします。どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問では、本質問をはじめ6人の議員の皆様がそれぞれ大変重要な課題についてご質問いただきました。「待機児童問題」や「女性消防隊の活動について」「電子図書の導入について」など、将来に向けた時宜を得たテーマであったと思います。そうしたなか「旧上津江村の町有林について」のご質問が2件ございました。

本定例会に上程しておりました議案第59号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」のなかで、産業観光課から6款2項1目林業総務費を増額補正し、

旧上津江村町有林の売却の可能性を探るために、土地、立木の鑑定調査委託料 110万5,000円を計上しておりますこと。この件は、前回定例会の際に準備に入ることをご報告もしておりましたことから、にわかに関心が高まったものと理解しております。

一般質問の場では、まだ確定してないことに対し、他の議員の皆様、町民の皆様には先入観を与えることがあっては好ましくないとの判断から、通告書記載の質問以外の再質問については、答弁を控えた点もございましたことをご許してください。

今後議会と慎重に議論を重ねて、しかるべき方向性を見つけないとと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

本定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス、二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティの表明」をいたしました。併せて、本定例会の「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」において、「地域再エネ導入戦略策定支援事業」の計画策定業務に関する補正予算のご承認をいただきました。今後は、議会に逐次ご報告しながら、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進してまいります。

本日は、これから台風14号が北部九州を直撃する予報でございます。大雨にならないよう願うところでございますが、今後、気象庁と緊密に連絡を取り合い、危険が迫るような場合には、町民の皆様や早めの周知を徹底したいと考えております。

また、本定例会中に度々報告しておりますが、町内小・中学校、幼稚園において、新型コロナウイルス感染報告を受け、一部学級閉鎖を行っている学校・学年もございます。今後も感染拡大を未然に防ぐべく、粕屋保健福祉事務所と連携をとって対応するとともに、ワクチン接種をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、ただいまは、糟屋地区議長会協議会から4人の議員の皆様方に表彰状が授与されました。これまでの議員としてのご功績に深く敬意を表しますとともに、今後とも、篠栗町の発展のためにご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決に向けて努力してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご協力賜りますことをお願いいたしまして、篠栗町議会令和3年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

松田 國守

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---